

平成26年第9回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (12月9日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
一般質問	6
宗田雅之君	7
関根政雄君	19
星一彌君	30
前田武久君	45
議案第82号～議案第90号の上程、説明	50
議案第91号～議案第99号の上程、説明	53
議案第100号～議案第101号の上程、説明	61
散会の宣告	62

第2号 (12月11日)

議事日程	63
本日の会議に付した事件	65
出席議員	65

欠席議員	6 5
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 5
職務のため出席した者の職氏名	6 5
開議の宣告	6 6
議事日程の報告	6 6
議案第 8 2 号～議案第 9 0 号の質疑、討論、採決	6 7
議案第 9 1 号～議案第 9 9 号の質疑、討論、採決	6 9
議案第 1 0 0 号～議案第 1 0 1 号の質疑、討論、採決	7 5
選挙第 1 号	7 6
陳情第 6 号の審査結果の報告、質疑、討論、採決	7 7
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
日程の追加	8 0
発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
閉会中の継続審査申し出について	8 1
閉会の宣告	8 1
署名議員	8 3

第 9 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成26年第9回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成26年12月9日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 82号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件
を定める条例
提案理由説明
- 日程第 5 議案第 83号 鮫川村保育の必要性の認定基準に関する条例
提案理由説明
- 日程第 6 議案第 84号 鮫川村家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める
条例
提案理由説明
- 日程第 7 議案第 85号 鮫川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例
提案理由説明
- 日程第 8 議案第 86号 鮫川村監査委員条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 9 議案第 87号 鮫川村行政手続条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第10 議案第 88号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第11 議案第 89号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第12 議案第 90号 鮫川村原子力災害放射能汚染対策粗飼料安定供給基金条例を廃
止する条例

提案理由説明

日程第13 議案第 91号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）

提案理由説明

日程第14 議案第 92号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

提案理由説明

日程第15 議案第 93号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

提案理由説明

日程第16 議案第 94号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第17 議案第 95号 平成26年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

提案理由説明

日程第18 議案第 96号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）

提案理由説明

日程第19 議案第 97号 平成26年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第20 議案第 98号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）

提案理由説明

日程第21 議案第 99号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第22 議案第100号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）

提案理由説明

日程第23 議案第101号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）

提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	岡部明君	2番	宗田雅之君
3番	前田雅秀君	7番	星一彌君
8番	関根政雄君	9番	山形郁夫君
10番	早川正博君	11番	前田武久君
12番	坂本忠雄君	13番	前田三郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
企画調整課長	小松毅君	住民福祉課長	鈴木真理子君
農林課長 農林委員会 農務局長	本郷秀季君	地域整備課長	佐藤博君
教育課長	須藤健君	農林課長 農補長	村山義美君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	増谷隆夫	書記	渡邊敬
------	------	----	-----

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第9回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

○議会事務局長（増谷隆夫） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

議案第82号から議案第101号までの20議案が村長より提出され、本日議長において受理しました。

受理しました請願、陳情等は配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

本議会に、村長及び教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。

次に、出張関係であります。

12月1日、福島県町村議会議長会理事・監事合同会議のため議長が福島市に、12月5日、年末年始における地域安全交通事故防止運動出動式のため議長が塙町に、それぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第9回鮫川村定例会の開催に当たりまして、全議員ご出席のもとに議案のご審議をいただきますことに厚く御礼を申し上げます。

任期を2年残しての突然の衆議院解散で、一昨年来の師走の選挙となってしまいました。争点が薄く、年末の繁忙期と重なった選挙となり、低投票率が心配されますが、少しでも投票率のアップのため、呼びかけを皆さんに行ってまいりたいと思いますので、議員皆様方のご協力をお願いするところであります。

さて、さきの臨時議会で議決をいただきました本年産米、米価の下落に対する支援金、奨励金ですが、本日9日に申請者の皆さんの口座に振り込む予定であります。来年の作付意欲の喚起と、耕作放棄地の防止による農村景観の保全につながるものと期待しております。

次に、原発事故に伴う除染事業関係ですが、まず住宅周辺の除染につきましては、今年度は東石地区が2戸、青生野地区が28戸、合計30戸と朝日山の山頂付近の除染を実施させていただきました。今月の26日が施工期限となっておりますが、事業はほぼ完了しているようであります。昨年度の48戸と合わせまして78戸の除染となり、今年度で終了となります。

また、農用地の除染につきましては、今年度が35戸、24.3ヘクタールを実施しました。当初の計画では、今年度で終了の計画でありましたが、早期の災害防止の観点から工区を分けて実施する必要が生じたため、次年度にも残りの二、三ヘクタールとなると思いますが、実施する計画であります。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてであります。条例案件が9議案と、予算補正にかかわる議案が平成26年度の鮫川村一般会計補正予算と8つの特別会計合わせましての9議案、その他2議案の、合わせまして20議案であります。ご提案しました議案につきましては、十分ご審議をいただき、原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶いたします。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村会議規則第120条の規定によって、

2番 宗 田 雅 之 君 及び

3番 前 田 雅 秀 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。

その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る12月2日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました。

会期については、本日から12月11日までの3日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から12月11日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田三郎君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（前田三郎君） 2番、宗田雅之君。

〔2番 宗田雅之君 登壇〕

○2番（宗田雅之君） 平成26年第9回鮫川村定例議会において、3点について質問させていただきます。

まず、第1点、中心街の空洞化対策について質問いたします。

今後10年間の村の形、第4次鮫川村振興計画を策定しているところではありますが、高齢化、後継者の流出に伴い、年々増加していく空き家、特に中心街の空洞化は、環境整備、観光化を目指して整備している館山の計画に大きな影響を与えるのではと危惧します。どのような対策を考えているのか、現在定住している年代層を考えたとき、早急な施策をとるべきではないかと思いますが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の、まず1点目のご質問にお答えを申し上げます。

空き家の問題につきましては、全国的な課題であり、11月19日の参議院本会議で空き家等対策の推進に関する特別措置法が可決成立しております。市町村の権限が強化され、法律の限度内で空き家などへの立ち入り調査が可能となりました。

村の空き家対策のうち、調査につきましては、平成22年度に県の委託を受けましたNPO法人が、東白川郡各町村の空き家調査を、行政区長さんの協力を得て実施しております。調査の結果は、村全体で96軒の空き家が確認されております。行政区ごとでは、宗田議員の東石区が20軒で一番数が多くなってございました。その後、その都度わかる範囲では確認は行っておりますが、一斉の調査は実施しておりません。

次に、空き家の除去などの対策事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業により、今年度は空き家の活用事業として、八斗蒔地内で新規就農者支援のため村が購入しました空き家1戸の改修を実施しています。また、老朽化した支障のある八斗蒔道少田地内の空き家2戸の除去工事を実施しています。平成27年度には、湯の田温泉の既存の建物の除去工事をこの事業により計画をしております。

空き家の撤去は、所有者が実施しなければなりません。村民の日常生活に支障があるものや、著しく景観を損なうものにつきましては、所有者による除去が不可能で補助事業の活用が可能な場合に限り、危険度が高いものから除去をしていきたいと考えています。

中心市街地の空洞化対策につきましては、まず空き家については除去工事を行い、更地にすることを原則にし、小規模の改修で利用可能な程度のよい空き家につきましては、定住や移住の対象にしたいと考えております。

更地については、学校や医療機関、直売所などが近隣にある優位性を生かし、公営住宅、分譲地などとしても検討してはよいのではないかと考えています。また、長期的には地域再編の機会と捉え、空洞化により生じたスペースを道路の拡幅、流雪溝の整備、歩道の設置など、暮らしやすさを安全に利用したり、宿場を意識した町並みづくりなど、振興計画に生かしていくことも不可能ではないのではないかと考えております。

以上で、2番、宗田議員の1点目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 現在の中央の空き家で、所有者が確認できる軒数、確認できない軒数はどのくらいあるのでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） その詳細につきましては、担当課で把握しているかね。企画のほう、どうだべ。

○議長（前田三郎君） 企画調整課長。

○企画調整課長（小松 毅君） 前回の96軒につきましては、ほぼ所有者については調査できておりますが、全体での96、全部ではなくて、その7割程度かというふうに思います。3割ぐらいはわからないものがあるということです。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） そうすると、確認できるものに対してはある程度対策は可能かと思えますけれども、確認できない軒数、そういう空き家に対してはどのような施策を行政としてこれからとっていくのでしょうか。質問します。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の再質問ですが、空き家の程度をまず確認するということですね。利用できる、例えば改修で利用できるような建物であれば、所有者を確認して定住促進住宅に構えろとか、あとは朽ちくが進んで改修不能な場合には解体するということ

になるということです。今のところ、私はまだそれほど危険度が増しているような建物は、先ほど申しあげました湯の田地区の建物である、あとはまだまだ使用に耐えられるかと今のところ考えておるところでありますので、そういった所有者に対してのお願いはしておりません。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 確認できないと、なかなかこれは処理するというのは難しいんですよね。

それで、この間テレビでやっていたんですけれども、東京の一部だったと思うんですけれども、条例で定めて行政代執行によって家を壊し、壊した費用は土地の売買によって支払ってもらい、そういう手法をとっていた東京の、ちょっと地名は忘れちゃったけれども、そういうところもあるんですよね。そういう条例を制定すべきではないかと私は思っております。現在、中央を見ていくと、まず今にも外れそうな家はあると思います。私が確認しているところは1軒あります。あと、近くに越して行って、今、大きな家が中央にまだ1軒あります。この家も、このまま放っておくと、後継者が来なかった場合にこれも空き家になる、今現在空き家なんだけれども、これも将来的に危惧されます。これ中央ばかりじゃなくて、うち、広畑近辺もみんなそうなんです。そういう家を、きちんとした後継者、あるいはそれに関連する方にお話をしておかないと、今後10年間考えたときに、かなり高齢化が進んでいって、この処理に困るのではないかと。そうすると、これ一生懸命環境整備によって村をよくして村に人を呼ぼうとしたときに、相当のイメージダウンになるのではないかと思います。再度、この点で質問します。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の空き家対策の景観を損ねる、そういったことで解体をすべきだというお話ですが、私もそのとおりであると思います。幸い今、第4期振興計画の策定中であります。こういった空き家対策もこれは村の景観、形成を保つ上でも、あるいは地権者の、これは大事なのは地権者の了解ですが、その辺しっかりと地権者と、恐らく鮫川村はみんな持ち家で、地権者の確認はできると思います。今ほど3割が確認できないというお話でしたが、私はしっかり構えれば全て確認できる建物かなと思っておりますので、こういった議員の意見も踏まえまして、振興計画の策定委員会にはお話をしながら、とても大事な村の事業だと、空き家対策の解消ということは確におっしゃるとおりだと思います。こういったところに気をつけながら、策定計画をしながら、村の事業に入れて取り組んでまい

りたいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） わかりました。

あと、もし解体したときに、空き家というか空き地が相当、もしうまくいってできた場合に、そこをただ更地にしちゃうということになると、まだ、何ていうのか、やっぱり空洞化というか、何か寂しいところがあるんじゃないかと。そういうところに、もし全国的に今、ネット通信というのが普及しておりますので、ネットによって若者の定住希望者、これをネット通信によってこういう村、町を発信して、こういうところに住んでみませんか、そういうネット通信、こういう発信も一つの施策ではないかと思っておりますので、その点について質問します。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 空き家を解体した跡地の利用ですが、これは跡地が村のものになった場合にはそういったことも可能かと思っておりますが、いずれにしろ鮫川のこたしの行った事業ですと、新宿地内の道少田地内です、あの解体工事には約1,000万かかりました。あそこの土地を1,000万で売れるかという、なかなか容易でないと思っております。こういった相当な村の負担が生じるような解体事業になると思っておりますが、これも村の景観形成上やむを得ないと思っております。

あと、インターネットを通しての販売活動ですが、空き家の跡地でなく、もっと鮫川村には景観も住宅地としてもすばらしい宅地はあると思っております。そういったところを皆さんと検討しながら、そういった事業に積極的に取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 空き家で、何で若い者と私、ネットで入れたらいいでしょと言ったのは、結局中央ばかりではなくて、鮫川村中、高齢者ばかりが多くなってきちゃうと、どうしても防犯上、防火上、危険が増すのではないかと、そのためにも一人でも二人でも若者が入ってきていただければ見回り役にもなるし、お互いの、じいちゃん、ばあちゃんは若者の子供のまた見回りにもなるし、お互いの相乗効果、波及効果というのは物すごくあるんですよ。そのためにも、そういう施策をどんどん進めていくことによって村がよくなるのではないかと、そういうもろもろと、あとは中央の、今現在、電気の数だとかなんかもかなり、まだ私には町にしてはかなり暗いような感じします。そういう明るいイメージを与えるために、

LEDでの街路灯ももう少しふやさないと、あそこもちょっと危険が伴うのではないかと、そういう問題も多くあると思います。

その2点について、再度質問します。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、ネットを通じてIターンを狙う、そして人口増を狙う、それも一つの方法だと思います。

また、私、特に大事だと思っているのは、今、住んでいる子供たち、今の若い子供たちが郷土に誇りを持って住み続けてくれる、これがとても大事な施策であると思います。そういったためにはどういったことをやるかということで、ここ10年間村づくりをやってきました。鮫川に住んでよかったと思える村づくり、美しい村づくり、きれいな村づくりで、住民に誇りを持ってもらう、そういったことで少しずつ村の環境は改善しているのではないかと思います。

ただ、ここに来て少し学力で今、頭を痛めているところであります。子供のそれぞれの元気は、何か10年前と違った子供の元気、あるいは郷土愛が増したと思います。ただ心配なのは、鮫川村には学習塾がありません。こういった学習塾のない地域での子供たちの、都会での子供たちと比較しての学力差、これをどうやって補うか、こういったのを村の大きな課題として、村民共通の意識として、しっかりと勉強の時間を子供たちに与えればこういったことは解決できるのではないかという思いで、今、学力の向上を次年度の10年間の新しい目標に掲げて、子供たちの力をつけてやれば、また違った、村にあこがれてくれる、Iターンの人たちが、ああ鮫川というのは学力もしっかりとしている村なんだと、辺地ながら子供たちのそういった向上が見られる、そういった選んでもらえる村づくりが必要ではないかと私は思います。ぜひ皆さんと力を合わせて、子供に誇りを持ってもらった、今度はその子供に学力をつけて、全国どこに行っても学力的には落ちない村なんだよと、そういうこんな小さな村だからこそできる、そういった努力をしていくとまた違った村づくりができるのではないかと、今、考えているところであります。こういったことをあわせて、議員もご検討いただければと思います。

もう一つ、LEDですが、ことしから始まって来年度には完成、商工会の街路灯が全部LED化になります。あわせまして、箇所等の点検も行わせていただきたいと思います。これも、村の相当な負担にはなるとは思いますが、やはり夜でも安心して通行できる、そういった町並みづくりはとても大事な施策ではないかと思っておりますので、その辺も商工会長もおります、

あわせて検討お願いしながら、ご回答とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 今、村長から、教育の問題でやっぱりIターン、若い人らが来ていただけるといふご答弁がありました。

私も、教育の問題というのはこれ一番大事で、やりようによっては、この前も一般質問でのせましたけれども、地方も都会も関係ないんですよ。やりようによっては何ぼでも、こういう学習塾なくても伸びる子供は伸びます。そのやる気を引き出すのが教育であって、私は教育委員会、そして先生の力だと思っております。それを一層高めてもらって、一層村の教育レベルを上げてもらって、若い人らがこの村に住んでもらいたい、住みたいという村づくりを再度お願いして1番目の質問は終わります。

2点目に入ります。

村食材の販売拡販について質問します。

新たな商品の開発、さらに祖先から受け継いできた食材、食育を、そして今、村で販売している商品の見直し、改良により、販売の拡大が図れるのではないかと。現在、村としてもさまざまな施策を講じていると考えるが、商品開発は消費者に喜んで買ってもらえるよう日々改良が重要であり、そのためにも新たな組織づくりによる展開をすべきと思いますが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の2点目の質問にお答えを申し上げます。

村では、平成16年度から農業振興、高齢者の生きがいづくり、健康づくりを目的に、「まめで達者な村づくり」をテーマにして大豆栽培を推奨し、生産された大豆を中心に加工食品の商品開発を行い、農産物の栽培から加工、販売を行い、農業の6次産業化として展開をしていたところであります。

また商工会、特産さめがわ合同会社においては、村から昔から村で生産されているエゴマに着目し、栽培面積の拡大と確保を図りつつ、エゴマの商品開発を手がけられ、大豆、エゴマともに特産品として一定の商品化を成功し、村内はもちろんのこと県内外に商品のPR等、販路拡大に努め取り組んでいるところであります。

また、何よりも村内でできる大豆、エゴマを原材料にしていることは、村の食文化の存続

と郷土の食材として村民の誇りと村の強みになっているものと確信をしているところであります。

「まめで達者な村づくり」のスタートに合わせ、里山大豆特産品開発プロジェクトチームを役場内に立ち上げ、地場産業の振興、大豆の、そしてエゴマの加工品開発、担い手の育成、地場産の地場での消費、販売戦略など、目的達成のため検討組織として運営に当たってきたところであります。特に、大豆製品の製造、醸造技術では、東京農大のアドバイスがあって成せた事業でありました。

議員おただしのとおり、消費者に喜ばれる商品開発を行い、地場消費の拡大を図るためには、新たなる商品開発は不可欠であることは重々承知をしているところであります。しかしながら、さらなるヒット商品開発は、販路も含めてなかなか簡単にできないことが現状となっております。

今後は、さらに手・まめ・館の加工施設を拠点にしながら、東京農大等のアドバイザーや地域おこし協力隊の力をかりながら、またよいアイデアを取り入れて、地場産品を使った改良品や商品開発に努力していきたいと考えております。

2点目の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） こういう商品開発というのは、やっぱりいいものをつくれれば消費者は喜んでいただけて、高くてもおいしくていいものならば買っていただける、これが販路の拡大です。そして、それをいかに売るか、それは営業マンの力です。これは、人間という資源で何ぼでもいいものができれば拡大できる。やっぱりそういう、何ていうんですかね、人材育成、そして商品開発というのは、村が生き残る一つの策なんですよ。だからそれに対して、現在村で取り扱っているみそ、しょうゆ、これほどの程度販売して、どの程度伸びて、どの程度在庫があるのだから、その点、概算でよろしいですけれども、わかる範囲で答えていただければお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の、平成16年より始まりました「まめで達者な村づくり」、この事業が平成22年ごろが一番生産過剰になりました。生産過剰となりましたと同時に、連作障害も起きてきました。こういったことで、3年続けて、言葉は悪いですけども減反を強いて、作付制限をさせていただいて、ようやく通常の在庫で今、展開しているところであります。

大豆の使用量が年間20トンで、村内では賄われているところです。おおよそですが、20ト

ンのうち3トンが豆腐の年間の使用量になります。加工品に残りの、加工品というか、きな粉とか豆菓子とか、そういったのに3トン使います。あと残りの14トンになりますか、これが大豆のみその加工になるわけですが、14トンのみそですと大体30トン近くみそができるわけですね。こういった30トンのみそが、もくろみが村内の消費が20トンはあるだろうと見込んだところ、今、地場消費が20トンないんですね、減塩傾向にあるんですか、消費がなかなか、利用が伸びないということで、私は地域循環でこの手・まめ・館、農産物直売所も、よそからなかなか買っていつてくれるような立地条件に恵まれていない不都合な地域なんだから、地域で循環すればいいんだよという思いで、20トンの生産規模ということで始まった事業でありましたが、この生産過剰が、消費の伸びがよそに販売しないとだめだということで、気合をかけて、今いろいろと工夫して販売努力しているところでもあります。今、少しずつではありますが、大手の事業所ですが、引き合いがあります。この事業所にご利用いただくと、年間5トンほどになります。今これまだ商談中ではありますが、こういったことが発生しますと20トンの大豆では間に合わなくなる、そういう思いもあります。ただ、鮫川村がこれから大豆をどんどん生産をお願いして拡販していくのがいいのか、そうでなくてもっと違うふうには村の農業を持っていくのか、その辺皆さんで検討しながらということは、今の設備ではまだ不足するということになります。こういったことで、今までは地場で地域循環型でいいような直売所だったが、今、宗田議員のお話のとおり、もうちょっと大規模な展開でよそに販路を向けたらということになると、今の設備ではまだ物足りなくなってくるなということでもありますので、今ちょうど端境期で検討しているところでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

手・まめ・館の商品の調整は、今のところ順調にしております。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） じゃ、限定してお聞きします。

みそ、しょうゆに対して、一般消費者からはどのようなご意見をいただいているでしょうか。そういうところから、一般消費者の声を聞くところから商品開発というのは始まるのであって、消費を伸ばしていく、そういうことだと思っておりますので、そこをお聞きします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、評価というんですか、消費者の皆さんの評価であります。私の耳に届いたところによりますと、おしょうゆは今の時代に合っていないのではないか、見た目が濃口なそうですね。ですが、専門家に言わせるとそうでない、大豆100%使っている

おしょうゆは、色がああいった濃くなっちゃう、だけれども塩分が高いわけじゃない、塩辛いわけじゃない、色が濃くても濃厚な味があるしょうゆで、とてもおいしいんだよと、関西のほうではとても評判なようですが、東北では合わない、東北ではどちらかというと薄味、見かけが薄口しょうゆのほうが健康にいいという、そういった先入観があるからそういう見方をしているのではないかと、プロに言わせるとそんなことを言われました。ですが、私は余りベロメーターよくないので、できればもうちょっと透明感のある薄味風に見かけをしてもらいたいというお話をさせていただきました。ですから、余りしょうゆは見かけが悪くて評判はよろしくないようですが、実際に使ってみるとおいしいよと、よかったと、これはひいき目なんですね、いろいろ見方によります。このしょうゆはだめだといえば、もう最初から食べてくれないんですね。だけれども、そういう話をしますと、ああ言われてみたら結構味のある、それほど塩辛くもなくおいしいしょうゆですよ、だったよと言われて、ファンも何人かできたそうです。これはおしょうゆです。ですが、やはり見かけも薄味のようにしてくださいという願いはしておきました。

あと、みそですが、私は鮫川のみそはこうじをふんだんに使っているみそであるものだから、甘口でとてもおいしいですよという評判はいただいております。甘くておいしくないよというのはまだ聞いたことありません。今のところ、みそは順調な評価を得ているのではないかと考えております。

そういったことです。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） おいしくて安くて安全で、これがそろっていれば売れますし、お客さんも喜んでくれるし、鮫川住民も喜んでお歳暮商品に活用できます。消費者がもらって喜んでいただける、そういう品物づくり、これは私は喜んでいただけないと言っているわけじゃなくて、そういう品物だったらお客様は喜んで使っていただける、そうすると消費者から消費者に口コミでどんどん広がる、それが販路拡大なんですよ。あとは、それを今、村長さんに言われて、私、しょうゆの説明というのは初めて聞いたわけなんですけれども、そういう説明というのも実際のところ内容の濃い、そして健康にいい、そういうものが実際のところ一般の人に伝わっているかということ、これ伝わっていないんですよ、残念なことに。だからそういう説明、そういう添え書き、そういうのをやっぱりしていかないと、これは販路拡大にはならない。だから私は何度も言うようなんですけれども、やっぱりそういう、何ていうんでしょうね、人間という資材を、人材をうまく活用すればいいと私は思います。だ

から、そういう人材の育成というのは大事だし、そういうプロジェクトチーム、どうしても、有識者なんていったら、こういうこと言っちゃうと怒られるかもわからないけれども、村の有識者というのは大体私らも口で言わなくてもみんなわかると思いますけれども、そういう人らなんですよ。本当に一般から、そういうものを心配して、そして知識のある方が入っているのかなという疑問はあります。ある方が、手・まめ・館のみその在庫が余っていると、そのためにじゃこういう品物をつくって、私、売ってあげましょうと、これは手・まめ・館の職員はわかっていると思いますけれども、みそカツを提案したのではないかと思います。去年ですかね、ことしですかね、ちょっとそれは忘れましたが、それをみそカツをつくって、恐らく鮫川村の給食センターが学校給食にも出したと思います。あとは各営業、その方は九州から北海道まで歩いている方ですから、あるところにも持っていったそうです。その後、結果は私はちょっと聞かなかったんですけども、そういう商品開発というのは可能なんですよ、やりようによっては。それによって、商品も販売も、消費者が喜んでつくって、そして残さない、消費者がせっかक्तくつくってくれたものを在庫にしない、それはやっぱり販売力なんですよ。そういう人を育てることによって、もちろん高齢者、健康対策のため豆づくりをやっているわけですから、自信を持ってつくっていただけるような豆を、そして生産制限しないような、そういう営業力のある方をつくってやれば、それはかなり相乗効果が出ると思うんですよ、村づくりに。そういうもろもろをこれから検討していただいて、そういうきちんとした、今までもすばらしいチームをつくっていると思いますが、一層それに輪をかけたようなチームをつくっていただけるようお願いいたします、2問目の質問を終わります。

3点目について質問します。

湯の田温泉周辺の活用策についてお伺いします。

木の伐採によって見違えるようになった湯の田温泉の周辺に、遠方からの客が長期間滞在できる施設、湯治場などの考えは、現在多くの方が癒やしを求めて全国にある温泉に行っているのが現状であります。取り組みようによっては、多くの人に来ていただけるものと思いますが、考えをお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の3点目の質問にお答えをいたします。

湯の田温泉の当面の活用方法につきましては、宗田議員への9月の議会での質問にお答えをさせていただきました。

まず、周辺環境の整備、既存の建物の取り壊し、さざり荘への給水管への布設を行います。その後に、温泉スタンドや足湯の整備を、これらも村民の要望を調査しながら計画をしたいと考えております。平成27年度には、そのための調査と基本計画の作成を実施したいと考えております。

昭和30年代までの湯の田温泉は、湯治場としても有名であったことは、年配者にとってはまだまだ記憶に新しいところではないかと思えます。宗田議員のご見解のとおり、湯の田温泉が湯治場として復活できれば素晴らしいことであると思えます。ただ、これを実現していくためには、多くの高いハードルがあると思えます。

まず、ハードの面では、現在建物がある場所には、今の条例が大変厳しくなっております。がけ地条例、あるいは河川法により建物を建設することができない場所となっております。

ソフトの面では、誰が施設の経営をするかであります。既に、行政はさざり荘の運営に社会福祉協議会を通じてかかわっております。指定管理者や民間業者との契約により運営することは可能ではあると思えます。温泉源の利用権を村が民間業者に賃貸し、それにより事業を実施してくれる業者があればよいのではとも思えます。

さて、果たして経営が成り立つかどうかは現段階ではわかりません。仮に事業者があらわれた場合、さざり荘や既存の業者と競合することになります。もちろん、お互いに切磋琢磨して共存共栄が可能であるとは言いますが、これも現時点ではわかりません。

これらのことにつきましては困難な問題ではありますが、あらゆる角度から引き続き検討を重ねてまいりたいと思えます。

なお、温泉を再生可能エネルギーとして低温でも利用できないか、あるいは温泉水を利用した温室で野菜や花の栽培ができないかなどについても検討してまいりたいと思えます。

以上で、宗田議員への質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 私のところにも商売やっているのがおりますので、結構お客様が来るとはですね。そして、一番先にここ聞かれるのが、まずここに泊まりたいんだけど、宿泊施設どこにありますかということは必ず聞かれます、遠くから来た方に。そうすると、私らのほうも今現在、自信を持ってここに入ってくださいというところが、はっきり言って、ほっとはうすは確かにあります、ただあそこまでほかから来た方を案内して行くかという、

これまたちょっとクエスチョンマークなんですよ。だからといって、近くにまた1軒ありますよね、あそこもなかなか経営者そのものが、本人がそこに定住しているわけじゃなくて、従業員に任せておくという、恐らく現状はみんなご承知のとおりだと思っております。同僚議員であった滝さんもやめました。こういうことを考えたときに、どうしても宿泊施設がないんですよね、ほかから来た場合に。そういう方の泊め場として、せっかくあそこに湯の田温泉、私も壊しているときに、木を切っているときに通ったとき、いや本当にもみじがきれいで、すばらしい場所ができたんだと、杉だとかなんかあったときには、全然ということではなくてある程度は関心はあったんですけども、見違えるように変わったんですよね。だからあそこをうまく利用して、宿泊を兼ねた湯治場などを検討していけば、せっかく鮫川村に来ていただける、そして春から秋口はどうしても館山だとかもみじだとかできれいで来てくれるかわからないんですけども、冬場の顧客をふやすのにはそういう湯治場があると、例えば1カ月も2カ月でもそこに滞在していただければ、いろいろな商品販売にもつながる、そういう相乗効果というのかな、そういうのがあると思うんですよね。そのためにそういう湯治場、あとは宿泊施設、そういうのを検討すべきではないかなと、つくづく私あの場所を見て、あれはそういうところができたらお客さんはどんどん来てくれるんじゃないかなと、そういう思いで、この質問は9月にも一応環境整備でやっているんですけども、環境整備以降、湯の田温泉の現状を見たときに、ああここはこういう施設があったらお客様喜んで来てくれるのではないかなと。今、全国でみんな癒やしを求めてそっちこっち歩いているわけですよ。何も鮫川にこういうすばらしいところがあるんだから、村の人だって高齢者だって、ここに1年間の疲れを癒やすために湯治場を利用してもらえないかなと、そういう思いでこの質問をのつけました。再度、村長に質問をお送りします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員のあの上の湯の跡地への思いは十分わかりました。鮫川村の本当にもう宝物だと思っております。その宝物に、ようやく皆さんのお力で村の財産として取得できたということは、大変すばらしいことだったと、今さらこう思っているところであります。あの宝物を、いかに次の世代に磨きをかけて残していくかというのを、今考えているところでありますが、何せ今の屋敷跡では何ともしようがない、がけ地条例、そして河川法で今の条件では建物が建つ場所ではない、建てられない場所です。この辺をもう一度検討し、さればどの辺にどういったということで、皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。あの辺は、きちんと遊歩道、あるいはもみじの観賞地、あるいは温泉源として利用

できる、違った利用の仕方も、例えば足湯ぐらいの整備ならできると思いますね。こういったのを計画してはどうかということもあります。

あと、とても大事なのは、近場に泊まる場所がない、宿屋がないということですね。この辺、せっかくある既存の業者と相談しながら、これをしっかり経営をしていくには村でどういった支援をすればいいのか、そしてできれば順調な旅館経営ができるのか、そういったことも商工会あたり関係すると思いますが、こういった皆さんと相談しながら、どの辺まで村がかかわっていいのか、できれば商工会で経営を任せてもらって運営、こうやって議場で言うお話ではないとは思いますが、あのすばらしい場所にある建物ですから、これを今、有効利用していないわけですから、この辺、経営者の方と、今の持ち主の方とお話をしながら、あれを上手に利用するのが一番近道な方法ではないかと思います。こういったことだと、それほど資金を投入しなくても、家主の理解を得て、村がどの程度携わっていけるのか、この辺を検討して、宗田議員の願いに、望みに、夢にお応えできるのが近道じゃないかとも、今は考えておりますので、その辺ご検討いただければと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 既存の旅館との兼ね合いも、これももちろん大事です。

ただ、企業が努力しないと滅びる、これは自然の淘汰、流れだからこれは仕方ないと思いますけれども、ただその奮起がちょっと私、期待できないものだから、ぜひとも村で今、村長が言ったように協力して対応できるような施策、これを練ってもらいたいと思っております。

私、この12月定例議会において、3点について質問したんですけれども、やっぱりこういうグローバル化の時代に、企業の誘致は、この点もやったんですけれどもなかなか難しい。そのために、村の生き残り策として、今現在ある村の財産、これに磨きをかける、強滝初め館山、湯の田温泉、すばらしい江竜田の滝、すばらしい先祖が残してくれた財産、私有財産、公的財産がいっぱいあるんですよ。こういう財産に磨きをかける、そういうことによって地域おこし、村おこしができるものと思っておりますので、再度それをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（前田三郎君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 平成26年第9回12月定例議会におきまして、次の3点につきまして質問をさせていただきます。

まず、第1点であります。

日陰林伐採後の環境整備と美しい村づくりについての質問であります。

村内の幹線道路の日陰林の伐採は年々実施されつつあり、冬期間の路盤凍結の心配がなくなり、通行車両の安全が確保されつつあると認識をしております。

しかしながら、日陰林を伐採した後の山林は、年が経過するごとに管理が行き届かなくなり、雑木が茂り、景観を失っているのが現状であります。

これらの日陰林の伐採後の環境整備として、地権者の同意を得ながら、落葉樹の苗を村が提供し、樹種転換を図る、また一定期間の管理についても村が支援し、村内各所の日陰林を環境美化保全林として整備し、日本一美しい村として後世に残すべきと考えておりますが、長期的な環境美化保全整備も含めた村長の考えについてお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の最初の質問にお答えを申し上げます。

日陰林の対策事業につきましては、たびたびご質問をいただいております。

この事業は、交通事故を未然に防止するため、冬に日陰となった道路が凍結するのを解消するため、日陰の原因となっている杉などの樹木を伐採する事業であります。

村では、平成21年度からこの事業が始まり、今年度で6年目になりました。今年度は、林道寅卯平・蕨平線の蕨平地内と、村道滑石・浅川線の高岩地内の2カ所を伐採完了いたしましたところであります。

県では、管轄しております国道、県道の日陰対策は、平成18年度から行われております。今年度は、県道勿来・浅川線の本村と浅川町の町村境と、国道349号の赤坂東の滝ノ下地内の2カ所が予定されているところであります。県道勿来・浅川線につきましては、既に管理をしております。国道349は、12月15日から19日にかけて、時間帯通行規制をして伐採する予定になっております。

これで、今年度予定している箇所の日陰伐採は全て完了となります。

国道、県道、村道などの日陰林対策事業は、地元からの強い要望と所有者のご理解とご協力により実施ができるところであります。事業を実施する際には、必ず地権者と地元の区長

さんに立ち会っていただき、現地説明会を開催しております。その際に、伐採の範囲や補償費のことや、伐採後の植樹や刈り払いは土地の所有者にお願いすることを説明しております。その全てにご理解をいただいた上で、契約を締結しております。

以前の議会で、一般質問でも答弁させていただきましたが、この事業を実施した土地は民有地であり、村が植樹や刈り払いをするわけにはいきませんが、道路に覆いかぶさったときには村が支障木として伐採することとしております。

県の事業についても確認をしましたが、やはり土地の所有は個人であり、その土地の管理については所有者が行うものであるため、伐採後の管理や利用は土地の所有者の考えで行っているようであります。もちろん、その土地の利用を制限するものではないため、土地の活用については所有者の考えになりますが、沿道には植樹しないことや、杉などの針葉樹の植樹はご遠慮していただけるようお願いをしております。

針葉樹から広葉樹への転換については、沿道に植樹をすると、将来大木になり、交通の支障となる可能性もあるかと思えます。道路から離れた場所であれば、針葉樹から広葉樹への転換ができる可能性はあると思いますが、村が所有者の同意を得て、一定期間管理するということは、それぞれ条件が異なり、困難かと思われます。

今後も、日陰林対策事業は継続する考えでおりますが、跡地の管理につきましては、今までどおり土地の所有者の考えで管理をお願いできればと考えております。今後も交通の安全確保には努力してまいりますので、議員皆様方のご理解とご協力もお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 年々、日陰林が解消されつつあり、そしてまた地域からの要望があつて、これからまた日陰林の解消対策をする地区、路線もあるかと思えますが、県、国道筋はほぼといいますか、解消されつつあると、村道、林道においても逐次解消されつつあると。

村長の答弁では、当然地権者の所有権なので、村が管理とか植栽というのは地権者に任せるといふことではあります。現状を見ておわかりのとおりであります。日陰林は国道、県道筋、まして村道筋に隣接しております。村の中の中心、館山の整備、それから先ほどの同僚議員の湯の田温泉の整備等々、景観がこれから非常に期待されるところでもあります。中心地の整備、これは当たり前のことではあります。村は130平方キロメートル以上ある広大な土地ではありますが、村境地域、村の境、こういったところにきちんと目を向けた環境整備も必要なのではないかという観点から、この一般質問をさせていただきました。

地権者の同意も必要であります。また、これから地権者があの日陰林の伐採後に、杉とヒノキを植えるということはまず考えられません。現在見ても、バラとか雑木が生い茂って、大変これから10年、20年後、このままにしておくと、まず杉の景観よりもまた景観が悪くなるという懸念から、この提案をさせていただいておりますが、まず1つはこれから日陰林の要望、どのくらいあるのか、また要望に対してどのくらい解消されているのか、ひとつお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これ、おおよそ日陰林対策はもう完了しているのではないかと思います。残った地域、担当課より……担当課は把握しているかな、残った地域、今、要望されている地域は今のところないようですが、もちろん議員さん方も歩いていて、この辺も必要だなという場所はおわかりでしょうから、そういった地元の要望は、今のところ国道、県道、村道にはないようです。

ただ、まだまだ通行している範囲内ではそういった箇所はあろうかと思っておりますので、それらの要望に対してのお応えは順次していきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 村長は、村内での挨拶の中に、ごみがない美しい村と、常々我が村の一つの大きな自慢として、間違いなく路線上にはごみが落ちていない美しい村、また里山の情景がそのまま残る整備がされている村ということで、我々も村の景観に対しては大変自慢できるものであります。

さらに、今回の地権者とお話をさせていただいて同意が得られれば、そのような施策として強滝、そしてまた江竜田の滝に次ぐ、そういった個人の土地との契約、要するに支障木になってしまったのではまた切ることとなりますので、そういった条件をつけた樹木への転換、私は仕事柄、そういう苗を売る仕事もしておりますが、そういった観点からではなくて、申請をするとそういった苗を提供してくれる日本さくらの会とか、そういった機関が数多くありますので、そういった環境整備をしようとする自治体への支援策というのは国の機関にもあると聞いておりますから、そういった村の施策として、美しい村を、日本一の村をつくるという観点から、再度、村長にそのような検討をするお考えはあるのかないのかお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の再質問であります。私も伐採後の跡地を見ている

と、許可をした人が興奮して小言を言ってきた事案もありました。伐採後の木の切り方が粗相だ、伐採後の片づけが整然としていない、あれでは切らないほうがよかったと、そういうお叱りの声も受けました。今、伐採業者は、必要な木だけ取って、あと必要でないのは山にそのまま投げていくんですね。その投げ方が、もうちょっと整然と整理して投げていけよというお叱りでしたが、こういったことに気をつけながら、今、日陰林の伐採作業には指示をしております。

そして、議員から今、提案ありましたように、伐採後の跡地、これ村で管理するのは容易でないと思います。ただ、伐採後に所有者が必要であれば植樹をしてもらい、低木のツツジやもみじ程度は村で協力の御礼として差し上げてよいのではないか、今そういう思いであります。この辺、今後の事業、あるいは今まで協力いただいた皆さんに通知をしながら、伐採後どういう管理になっていますか、もし必要であれば景観形成作物として、もみじや桜など、道路の日陰対策に、邪魔にならない、やがて木は大木になりますから、そういう大木になっても影響のない、まあ大木になって影響ないのはないですから、大木にならない木を選びながら、村でこんな苗木を用意しています、必要ならばお分けしますよというかお譲りしますよということで、無償で伐採林を提供してくれた森林の保有者、そういった方に提案しても一つの方法かなと思います。植樹をしてもらって、管理はそちらでずっと続けてもらう、きれいな村づくりにはそういった支援も、また土地の所有者の協力も必要ではないかと思っておりますので、これはきょうの一般質問の中での一つの新しい発見かなと思い、今、お答えをさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 第4次振興計画が今度、10年間の策定が新年度から始まるわけですが、そういった今、村長が前向きな答弁をされましたけれども、やはり種をまかなければ芽が出ないということもありますし、10年、それから100年後を見据えた、そういった環境づくりが今、必要だと思います。

また、日本の美は見えないところにおしゃれをする、気を使うということでもありますから、村の中心部の館山公園は、まさにシンボルですけれども、来村者が気がつかないそういったところにも目を向けた環境づくりが必要であると思っておりますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

村民駅伝への支援とスポーツ振興についての質問であります。

第25回鮫川村村民駅伝大会が、多くの体育関係者や選手、そして村民の応援にて盛会に開催をされました。長年継続してきた大字区対抗の駅伝も、少子化に伴いチーム編成が年々難しくなり、来年度は開催できないという話も聞いております。

本村の児童・生徒の体力は年々向上しつつあり、福島駅伝でも4回敢闘賞をいただくなど、長距離ランナーも着実に育成されております。これらの青少年を含めた村民の体力増進の観点から、村民駅伝の現状と問題点や今後の打開策、さらには今後の総合スポーツへの支援策について、教育長にお考えをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長、奥貫洋君。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根政雄議員のご質問にお答えいたします。

まず、今年度開かれた村民駅伝競走大会ですが、好天に恵まれ、7行政区から選抜された小学生から一般の選手まで、日ごろの練習の成果を遺憾なく発揮して、ことしで25回大会という節目にふさわしいレース内容となり、選手や関係者の皆さんのご労苦に感謝申し上げる次第であります。

ことしの大会には、ご存じの実業団のマツダで活躍している圓井彰彦選手が参加し、駅伝終了後には圓井選手から「頭を使って、目標を持って走ることが記録を伸ばす鍵である」との指導があり、子供たちや関係者は感動に浸る時間ができたと思っています。

さて、ご質問のありました村民駅伝への支援とスポーツの振興策であります。今年度の大会を盛会裏におさめるまでには多くの課題や困難がありましたが、その困難を関係者の皆さんで乗り越えて開催できました。

また、本大会の主催者は鮫川村体育協会であるため、事務局を預かる立場として申し上げたいと思っています。

まず、村民駅伝の現状と問題ですが、ご質問にあるとおり、長年継続をしてきた行政区対抗の村民駅伝競走大会は、少子化に伴いチームを編成することが年々困難になってきています。特に小学生、中学生の区間を走る子供がいない地区があり、チーム編成ができないようでありました。チーム編成で選手を集めるのは地区体育協会の関係者であります。同じ家に何度も足を運んで、頭を下げながらやっとチームづくりができたという苦労話も出されました。このような苦労の上に、この大会が実現されており、地区体育協会の皆さん、関係者の皆さんには一番お骨折りをかけた次第であります。

これまでの役員会の中でも大会運営について議論されており、チーム編成できる区間や年齢構成を考えると、合同チームをつくってはどうかなど、さまざまな意見が出されており、今後も村民駅伝を継続できるような環境づくりを支援していく考えですが、最終的な決定は体育協会の判断に委ねたいと考えております。

次に、今後の総合スポーツの推進ですが、文部科学省では総合型地域スポーツクラブの育成を推進しておりますが、県内では48市町村にクラブが設置されました。本村においては、さめがわスポーツクラブが平成22年度に設立されており、さまざまなスポーツ教室等を開催するなど、多くの村民が参加しております。さめがわスポーツクラブには優秀な人材がそろい、県内でも優秀なクラブとして認識されており、平成25年度に開催した教室等の実績では、18教室で参加者は5,000人を超えております。ことしの10月には、さめがわスポーツクラブがNPO法人として認定されており、ますます活動に幅が広がると期待しているところです。

現在、体育の施設の管理につきましては、委託方式で委託しておりますが、平成27年度からは体育施設を一括して指定管理者として委託できるように進めたいと考えております。

こうして民間の力を利用することにより、体育施設がさらに多くの村民に親しまれ、村民の健康、体力づくりに貢献できるよう、教育委員会といたしましても支援してまいりたいと思っております。

以上を申し上げ、8番、関根議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 現状は、非常に区の対抗ということ等であると、厳しい状況であるというふうなご答弁であります。まさに、対象者となる小・中学生の減少で、なかなか体育協会の役員さんは本当にお骨折りをされているようであります。

しかしながら、今、本当に小学生、中学生の体力がどんどんと向上しておるという報告も聞いておりますし、まして陸上、長距離の選手が育ちつつあるというところですが、福島駅伝には出られなかったけれども、村民駅伝をきっかけとして走るようになって、村を代表する選手になったという例がかなりあると体育関係者から聞いております。混合チームの検討もするということではありますが、他町村からの参考記録チームの候補、こういった駅伝を開催している市町村も実はあります。

教育長の答弁は、体育協会の皆さんのご判断に任せるということではありますが、再質問の趣旨は、当然継続できて長距離ランナーを育てていただけるような方針、協議をぜひしていただきたいと思いますが、1つはこの春、待望のクロスカントリー林間コースがオープンに

なります。これは、まさしく村外の大学とか高校を含めて誘致をして利活用していただくということもありますけれども、本来は本村の体力の増強、そしてまたそういったフィールドを使って、コースを使って、村の子供たちや生徒があそこの自慢のコースで体力を増進するというのも必要なのではないかと思います。教育長の、クロスカントリー新設されたコースとか、既存のコースを今後どのようにスポーツ振興に利活用されるという思いなのか、また新年度に向けてどのような、せっかくできたああいったコースを利活用されるのか、お考え、所信をお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 再質問にお答えいたします。

まず、教育委員会としてということですが、体育協会と十分情報交換、意見をしながら、私たち教育委員会としては本当に体力の向上というのは言うまでもなく大事な課題、柱の一つでありますので、何らかの形で子供たちの体力が落ちないように、そしてさらに健康づくりができるように努力してまいりたいと思っています。

クロスカントリーの利用ということですが、これらにつきましては今、具体的な考えはないわけですが、ただ中学生、小学生、こういう子供たちが、村にある施設ですので、十分活用できるように考えていきたいと思っています。例えば夏休みとか、あるいは休日等の比較的移動に時間がとれるようなときに、中学生の部活動の練習とか、そんなものも利用できるのではないかなと思っています。

また、同じく体育協会主催で、鹿角でのクロスカントリーレースがありますので、この折にもできるだけ中学生や小学生が参加できるように、以前はそれがなかったんですけども、中学生が部活動ができる日を選んで参加させて、現在は中学生は部活動単位で出ております。それからもう一つの鮫川小学校では、これはスポーツ少年団単位で出ております。それから、青生野小学校は全員が出ておりますし、何らかの形で体力は、子供の数が少なくなったからといって落ちているということではありませんので、利活用を十分考えていきたいと、そんなふうになっています。

以上です。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 年々数少なくなる村民の子供たちでありますけれども、ここの子供たちの姿を見ていると、まさしく個性的であり、年々体力が増しているというお見受けをいたします。せっかくできるクロスカントリーコースや、それから村の施設の有効活用、これを

図っていただきながら、またNPOさがわスポーツクラブが立ち上がったということであり、体育協会の方々と学校とまた連携をしていただいて、第4次振興計画の教育のスポーツの指針を策定していただきたいと思っております。

それでは、続いて3点目の質問に移らせていただきます。

鹿角平観光牧場の運営とPR、長期的な観光開発計画についての質問であります。

多くの来場者を迎える鹿角平観光牧場は、村民が自慢のできる唯一の観光地であります。現在、クロスカントリーコースが完成しつつあり、また宿泊棟の工事も着工されるなど、総合スポーツ型観光地として期待がされております。今後、これらの観光資源を有効活用し、経済効果も高めるために、次の各点についてお伺いをいたします。

1点目、増設されたクロスカントリーコースや宿泊棟を含めた管理体制は今後どのようにされるのか。

2点目、各施設の広報、PR等、特にクロスカントリーコースの利活用による高校、大学等へのPRと営業方針はどのようにお考えなのか。

3点目、長期的な展望に立った観光開発の基本的な方針と今後の計画について、あわせてお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 関根政雄議員の3点目のご質問にお答えを申し上げます。

鹿角平のスポーツエリアとしての活用については、第3次振興計画において、自然を生かしたスポーツによる人の交流の活発化を図るため、鹿角平にスポーツエリアを整備し、スポーツ愛好団体や大学の合宿などの受け入れを推進することを計画しております。第4次振興計画でも、その方針は継続し、発展させていきたいと考えております。

増設されましたクロスカントリーコースや、宿泊棟を含めた管理体制についてであります。指定管理者に委託することとし、鹿角平観光センターを想定しております。

次に、クロスカントリーコースの利活用による高校、大学などへの営業計画についてであります。1月までにパンフレットを印刷して、2月に学校を訪問する予定としております。

長期的な展望に立った観光開発の基本方針と今後の計画についてであります。通年利用できるトイレ、シャワー、調理場、バーベキュー施設、食堂、売店などを備えた管理棟の整備、合宿利用型コテージ1棟、一般利用型コテージ2棟の整備を計画したいと考えておりま

す。

東京オリンピック関連の事業活用による陸上競技場、運動広場などの整備も検討したいと思います。また、三角点付近に展望施設を整備できないかとも計画をしております。

現在、青生野地区ではメガソーラー、太陽光大規模発電所の計画が検討されております。鹿角平についても、風力発電設備の設置などについての業者からの問い合わせがあります。鹿角平につきましては、これからも草原の景観を守り、観光スポーツエリアとしての活用を推進していきたいと考えております。

以上で、8番、関根政雄議員の3点目のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 長期的な第4次振興計画に載せるべく、総合的な管理棟の改修とか、コテージ等々の増設ということであります。

まずは、クロスカントリーコースのPR、大学とかそれからまた高校にも出向くということではありますが、近隣町村にも最近クロカンコースができて、なかなか学生たちが、高校生等もこちらに出向いてくれないかなと思いきや、ここはまた林間コースということで、特別あのコースを1周させていただきましたが、景観上、非常にいいところで、自慢のできる、この近辺にはないコースに仕上がると期待しております。

1つは、大学等々へのPR、やはりただ行ってパンフレットを置いてくるということではなくて、きちんと本当に営業マンとして、村の営業として、なぜこの鹿角平のコースをつくったのかという思いも伝えられるほどの営業力を持ってお伝えしないと、なかなかここまではおいでになれないと思いますが、1月からパンフレットをつくられるということでもありますが、営業範囲というか、どの辺まで想定をされているのか。全国的には、本当に陸上等々に、東洋大学も含めて力を入れられている高校、それから大学等もあります。営業範囲をどこの辺まで広げられるというお考えでおられるのか。

また将来的にも、観光開発の専門職員は当村にはおりますけれども、力を入れられるような専門職員の配置、常々村を営業して歩くぐらいの専門の職員の配置、それも必要なのではないかと思いますが、営業範囲とその営業姿勢、職員の配置、これについて村長のお考えをお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根議員の再質問であります。まずPR活動ですが、第1期の工事のときに、そのときの外周の2.5キロのクロカンのコースのときには、東京都内、関東方面

だけで、実は東洋大の酒井先生を頼って、福島県の陸上部の役員をやっております先生を頼んで営業活動に行ってきました。5カ所の大学にPR活動に行かせていただきましたが、今回も同じく、今回はあぁいった外ばかりのコースでなくて、林間コースが皆さん方の希望により設置したということでもありますので、一緒にPR活動に行ってくれた福島陸連の役員の方が特に勧めてくれたのが、こういったひなたの夏場での練習になりますから、日陰があるのととてもいいですねという、こういったアドバイスがあったものですから、この人の要望も十分取り入れさせていただいたあのコースであるものですから、その先生の思いも十分PR活動にも生かしていただけたと思いますので、その先生を頼みながら、企画の職員で1泊ぐらいで、前回は1泊でした、今回も1泊になると思いますが、1泊で大学は5カ所ほど、もちろん先生の都合もあると思いますが、その辺は検討もさせていただいて、去年は5カ所だったね、前回、そういうことで計画をしております。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） クロカンコースは、年間何万人おいでになっても使用料はゼロなんです。ですから、せっかくおいでになった方々がまず泊まらせていただいて、食事をしていただく。また、村にお金を落としていただく、お土産も買っていただくといったような経済効果が生まれな限り、なかなか村としても持ち出しの財政だけでは厳しいのかなと思います。

鹿角平の総合的な計画も第4次振興計画に載せるということですが、1つは現在、指定管理をお願いしている観光センターの皆様方が、非常に芝生の手入れから施設の管理からよくやっていただいて、毎回行くたびにきれいにされているところには頭が下がる思いです。今後、コースの新設、それからコテージ等も新設されますが、こういった管理体制の指定管理のあり方のほうも村長のほうから検討するということですので、当事者の現場の声をよくお聞きいただきながら、協議をしていただきながら、指定管理のお願いということをお願いしたいと思います。

今後の鹿角平の総合的な計画を立てる上で、管理棟の改修、つくりかえ、それから宿泊棟も含めるということですが、たたき台をつくる上で、現場の声、また関係者の声、特に装置利用されている方々、それからあそこで指定管理を受けている方々、当然行政と、当然私も商工会長をさせていただいておりますので、そういった関係者間の協議会が定期的にあって、それで本当に長期的な展望に立った総合的な開発のたたき台をつくるべきと考えておりますが、村長いかがでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根議員の再質問であります。地域の地権者、あるいは協力者、あるいは管理者等を交えた役場の姿勢を、長期展望なお話し合いを、これは年1回はいろいろな作業で打ち合わせを開かせていただいております。その場には、企画のほうでも行っているかと思いますが、次の機会には、この役場の長期的な展望というのはなかなかお見せすることはできませんでした。この機会を利用して、来年度には大きな、恐らくあのクロカンのコースには必ず運動場が必要になってきます。こういったのには地権者のご協力が必要なわけですから、どの辺の場所がいいのか、これは必要か必要でないか、その辺まで含めて皆さんで検討する、あの鹿角平の地区の夢を皆さんと一緒に共有したい、そういう思いでありますので、そんな場をぜひつくり、将来のあの鹿角平の地区の展開を皆さんで練っていきたいと思いますので、参考にさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 私どもは、村民も含めて、村の自慢というものが幾つもある中の一つに、一番先にやっぱり鹿角平というのが挙げられるかと思えます。今後、また費用対効果もあるかと思えますけれども、そういった村民と一緒に協議をしながら、自慢のできる名所をさらに磨きをかけていただくような施策で第4次振興計画に載せていただくことをお願いしつつ、3点の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（前田三郎君） ここで5分間休憩します。

（午前11時40分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時45分）

◇ 星 一 彌 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） 今定例会におきまして、3点について村長のお考えをお伺いいたします。

1つ目に、第4次鮫川村振興計画についてでございます。

27年度から始まる第4次鮫川村振興計画も、基本的な策定はされていると思われませんが、第3次鮫川村振興計画実施結果の内容を見て継続されるということだと思いますけれども、少子高齢化という時代の変化により、基本的な部分に計画内容が変わらざるを得ない部分があると思われま。村の将来像の施策と鮫川流スローライフの課題について、まずお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 第4次振興計画につきましては、アンケート、行政区の懇談会や計画策定委員会の皆様のご意見をもとに、委託をしております業者により、たたき台となります原案を今、作成中であります。

第3次振興計画は、全て引き継ぐという方針で進められ、また4つの部会別に委員の皆様のご要望もあり、詳細な論議をしたため、計画初年度に入って完成をしております。今回は、第2次振興計画までの業者への委託と、第3次振興計画のちょうど中間ぐらいの策定方法となっております。要するに、業者に任せっ切りじゃなくて、業者に半分お手伝いをしてもらって、あと半分は皆さんの委員会の委員のご活躍で策定中ということでもあります。

振興計画審議会にお諮りし、議会の議決をいただく基本構想につきましては、年度内には完成する予定であります。

なお、振興計画は、村づくりの理念や目標、行動目標などを定めるものであります。具体的な道路整備や公園の整備計画などは、それぞれの事業別の個別計画において計画実施されるものであり、骨格となる大規模な事業計画については、第3次の振興計画同様、平成27年度に過疎地域自立促進計画において定める予定であります。

今月の1日には、福島県は地域創生・人口減少対策本部を立ち上げ、仮称であります。福島人口ビジョンと福島総合戦略の策定を開始しております。市町村におきましても、平成27年度中に市町村版総合戦略を策定することとなります。同日に、県による市町村担当課長会議が行われますが、財源措置などについては国からはまだ示されていないとのことであります。

福島県においては、震災、原発事故による社会減の人口減少が深刻であり、進学等で県外に出た若者が戻ってこない現象が顕著であるなどの認識が示されております。総合的な子育て支援は最重要であり、出生数の数は根幹の課題であります。ただし、これは長い年月を要

するものであり、地道に環境を整備し、支援していくことが大切であります。これらを実施しながら、転出などによります社会減をいかにとめるかが福島県の直面する課題であり、各市町村、鮫川村においても同様な問題であると考えています。

第3次鮫川村振興計画の人口規模想定は4,400人を目標に頑張るというものであり、策定時の現状より減少するという大変厳しい目標設定をさせていただきました。当時の振興計画の常識は人口の増が大前提で、そのためにはどれだけの公共投資が必要かを計画するものが主流でありました。このような中で、鮫川村はあえて21世紀の日本は人口減少社会に向かっていく、この人口減少を素直に受けとめ、社会や経済を設計していくことが急務であるという考えのもと、計画の施策により減少傾向を抑え、目標を達成するというものでありました。結果は人口規模が4,000人を下回る、想定よりも厳しいものとなりました。これをどう評価するかではありますが、計画の施策が適切でなかった、努力が足りなかったなど、当然ご批判はあると思います。これらについてはしっかり検証し、第4次の振興計画に反映させていきたいと思っています。

ただ一方で、人口規模想定的前提とした人口減少社会は、残念ながら到来してしまったわけであります。特に福島県では、震災、原発事故により減少が加速しているわけであります。第4次振興計画は、人口減少社会に備えつつ、人口の社会減をいかにして抑制していくことができるかが重要な課題になってくるものと思われまます。

第3次鮫川村振興計画の村づくりの理念は、鮫川流スローライフ、まめな暮らしを生かした村づくりでありました。第4次振興計画の委員会でも、まめな暮らしについては議論をいただいております。環境や資源に負担をかけないで、暮らしやすさを工夫し、生きがいや楽しみのある生活を大切にする暮らし方など、第4次振興計画にも生かせるものがあるとの意見が多数ありましたが、ただ若い人たちの仕事や定住にどうつながるのか、若い人たちにとって魅力的な暮らし方なのかなど疑問もあります。若い人たちが、果たしてまめな暮らしというのを、派手な暮らし方を体験していない世代かもしれないですね。果たしてスローフード、スローな生活、まめな暮らし方が今の若い人たちにどう捉えられているのかという疑問があります。この辺をしっかりと検討させていただきたいと思っています。

まめな暮らしという言葉の中には、年配者の暮らし方というイメージがあります。年配者と若い人では、当然暮らし方が違います。しかしながら、日本の高度経済成長期から失われた20年と言われるデフレ不況の今日まで振り返ってみますと、今の若い人たちは生まれたときからバブル経済とは無縁で、賃金が抑制され、少子化の環境で成長してきたわけでありま

す。年配の方々は、子供時代は苦しかったかもしれませんが、日本の社会全体で見れば賃金のベースアップが当たり前の高度経済成長時代を経験しているわけであり、大きいことはよいことであり、消費は美徳の時代でありました。世の中は、既にまめな暮らしの時代に入っているのではないのでしょうか。若い世代も、まめな暮らしがしたいかどうかは別にしても、考え方に違和感を持っていないのではないかと思います。日本の高度経済成長を担い、原子力発電を推進し、人口の増加が当たり前だった時代を生きてきた年配の方々が、今、戸惑っているのではないのでしょうか。

第3次振興計画の鮫川流スローライフ、まめな暮らしは、世代を超えて共感できる村づくりの基本的な考え方として、第4次振興計画にも引き継いでいきたいと考えております。

第4次振興計画の村の将来像についてであります。まめな暮らしの検証、村づくりの基本理念とともに、委員会の議論なども踏まえて基本構想として取りまとめているところであります。広報さめがわ10、11、12月号に、これからの村づくりにつながるテーマで特集を組んでおります。各号のテーマは、「つながるオレンジリングの輪」「継承」「子どもの夢を育てる」であり、キーワードは「つながる輪」「継承」「子ども」「夢」「育てる」であります。また数年前、村でご講演をいただきました県立博物館館長の赤坂憲雄先生は、東北開発研究センターの記念講演の中で、「私の父の故郷は福島県鮫川村です。30代半ばごろ、父のふるさとに立ち寄ってみたことがあります。子供のころの遠い記憶を思い返し、集落の中を歩き、高台に上がっていくと小学校があり、その手前に1本の標柱が立っていて、そこには旧名主、赤坂家別邸と書かれてありました。それを読んだときに、大きな衝撃を受けました。父を通じてつながる祖先がこの村にいたことだけは確かだと実感したかもしれません。都会暮らしの人々のほとんどは、2代、3代さかのぼりますとみんな地方出身者です。私の父などは、ふるさとを捨てたのかもしれませんが、捨てられたのかもしれませんが。ふるさとを捨てるということは何を意味するのか、この問いは都会に暮らすたくさんの人たちが共有しているものなのかもしれません。そして、まさにそこに都市と村、地域をつなぐもう一つの関係、きずなといったものを問いかける基盤があるのかもしれないと感じています」というようなことを赤坂憲雄先生が述べられておりました。

講演の中で赤坂先生は、「東北の20世紀はふるさとを捨てた時代、これからは新しい帰郷の時代だ」とも述べております。これらのことを念頭に置き、基本計画を取りまとめていきたいと考えておりますので、お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ただいまの第4次振興計画の中身について、非常に細かくご答弁いただきました。

第3次振興計画を策定されたときと現在の状況というものは、人口減少、あるいは高齢化時代に入って、非常に想定できない部分があったのではなかろうかなと、特に今、財源の限りある中で振興計画を目標達成に向かって進めなければならないということで非常に苦労するのではなかろうかなと、そういうふうを感じるわけでございます。

先ほど、同僚議員と比較的ダブるような内容がありますので、それをなるべく回避しながら質問をさせていただきたいと思います。

まず、先ほど空き家対策の問題が出ました。私は、むしろその空き家対策を利用して人口増、あるいは人口減少に歯どめをかけると、そういう方向で私は質問したいと思うわけでございます。

それから、若者の定住、9月の議会のときにもしらかわ自立圏構想の中で申し上げました若者の定住関係、その辺を踏まえながら質問を進めたいと、そういうふうに思っております。

まず、前回にも申し上げましたしらかわ自立圏構想の中で、村長から非常に前向きな答弁をいただきました。議員の皆さんにも、そういう土地があれば前向きに考えますよという答弁だったと私は記憶しております。今、村のほうでそういう意向になるならば、非常に土地というものは求めやすいのではないのかなと、そういう感じがいたしますけれども、あのときの考えと現在の考えをまずお聞かせさせていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 定住自立圏構想の中では、まだ具体的な構想は練ってはおりませんが、1つ言えることは、私は第4次振興計画の中で一番うたっていきたいのが子供の学力の向上であります。ですから、県南地区の高校のレベルを上げること、そのレベルの上った高校に、楽に毎日家から通学できる、そういった道路の整備をまず第一に、この定住自立圏構想の中では訴えていきたいと思っております。もちろんこれは白河、棚倉付近のほうの皆さん方の道路事情の協力は必要なわけです。定期バスを利用して、鮫川村から白河の高校まで毎日定期バスを送れる、そんな環境づくりであります。この中で、この1つには、手段には鮫川村に住んでもらうには、やはり日当たりのよいこういった土地を提供する、宅地を提供する準備をする必要があるかと思っております。今まではオーダーメイドの考えでやってきましたが、積極的に宅地を準備し、定住者の確保に努めてまいりたいと思う考えは変わりございません。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 前回の答弁と村長の考えは全く変わっていないということと、私は拝聴をいたします。そういう観点上、もしも村の4次振興計画の中でそういう機運が高まれば、決して土地は求められるというふうに確信しておりますので、今後村の振興計画の完成を待ちたいと、そういうふうに考えております。

それから、先ほど空き家の問題をちょこっと述べましたけれども、やはり空き家が多くなるということは人口減少ということにイコールするのではないのかなと、そうすると地域の発展が崩れてしまう。まして集落というものが崩壊されてしまう。そうした関係上にも、ある地区では空き家バンクというものを登録して、その中でネット社会を通じながら登録、体験し、また体験していただいた中で永住につながっていると、そういう例もありますけれども、村としてもやはりそういう方向に前向きな検討も必要かなと、そういう考えを持っておりますが、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 星議員の空き家対策関係で、空き家バンクなるものを設置して、それをインターネット上で鮫川村のどの地区にどういった空き家があるか、この空き家を皆さんにのぞいてもらって、これが改修可能かどうか、ここに居住できるかどうかというのを希望者に見てもらったという、そういった発想の準備はあるかどうかということですが、こういったことも一つの空き家対策の解消になるのかなという思いで、今、お聞きしました。こういったことも検討させていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） それから、これは長野県だったと思いますけれども、失礼しました、群馬県です、群馬県で大体鮫川と同様のような、山林が80%を占めているようなこの地域で、人口が減っても元気な村づくりをしようというのがきっかけで、専門職員、いわゆる移住に対する専門職員を置きながら、いわゆる交流し、そしてその輪を広げていく、そういう体験例があるようでございますけれども、やはり人口減少をどれだけかでも緩やかにするというのを考えるとすれば、やはり鮫川でもあるいはそういう方向に向いてもいいのではないかなと、そういう感じを持っているものでもございます。そうした方向でぜひ検討していただければなど、そう考えております。何せ財源が限られておりますので、なかなか振興計画の選択の中でも取り入れるということは難しいかもしれませんが、村を一つの、人口が減少してもやっぱり輝きを持てる、活力のある村を維持するには、いろいろ駆使しながら新たな道を体験すると、あるいはそうした道を探るというものも必要ではないの

かなと思いますけれども、今後の村長の考えを、この問題に対してお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、空き家をネット上に公開してということは、全国の人が誰でも見られるわけです。ですから、こういったことを空き家の所有者に対して確認をしながら、こういった事業に取り組むのも、先ほど申し上げましたように空き家対策の一つかなということで、今、考えておるところでありますので、その辺も検討させていただきたいと思います。ただ、空き家が発生しないように、一生懸命皆さんで頑張って継続して住んでもらえるような、長男坊は家を守って継いでくれると思いますが、次男坊、三男坊までが鮫川に戻ってきて生活すればというような環境づくりに皆さんで取り組んでまいりたいと思いますので、その辺もあわせてお願いをすることであります。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） それから、東日本大震災の事故ということで、福島県のみならず日本全国でこの被害といいますか、大きな何十年もの課題を背負う、そういうような時代が到来してしまったことは非常に残念でなりません。

12月3日の朝日新聞の朝刊に、焼却炉問題をめぐり鮫川村長が告訴という記事が出されております。我々にとって、意外な面ではあるなと思いますけれども、この内容は村長はご存じでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） はい。この訴えた人は鮫川に住んでいる人で、18人のうちの1人です。この18人の共有の土地に、私の承諾なしに、全員が承諾したというにせの報告のもとに無断で入ったということであったものですから、朝日新聞から電話がありました。私は、そういったことをした覚えはない、皆さんの18人の共有地であったから、その人の許可をもらって、当時は校庭の除染した土の置き場の処分場、仮置き場でした。ですから、仮置き場に行くための道路ですから、この仮置き場を貸したということは、そこまでの道路は当然、道はついていくわけですから、その道路に判こを押していなくても、仮置き場に押したということ自体で、そこまでの通路ですから、これは当然ついていてのものと思って、私は事務手続上は全然問題ないと思って利用させていただいていますということで、今もそういう考えておりますから、決して心配しないでくださいと新聞社には言っております。そういうことです。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 焼却炉の問題に対しましても、やはり我々も村民の不安を少しでも早く解消するという事で、村の意向に沿ってやはり賛同したわけでございます。どれだけの減容化の状況をつくる、固形化してやはり地域の住民に不安を与えないというのが基本であるという建前でございます。

実は、この焼却炉をめぐる問題で、ちょっと決定する前なんですけれども、私の家にも反対する人だったんだかなんとかわかりませんが、どういう状況で焼却炉を認めたんですかとか、認めるんですかというような質問がありました。私は、村民のことを考えるとすれば、やはり一日も早く放射能の減容化というものが必要である、不安を与えないと、そういう観点から私は賛成するという事で、もうきっぱりその意向を述べました。その後、産業厚生委員会のほうにも傍聴できますかというような話もあったようなんですけれども、これはやはりきちんと公の議場でわかる問題でもありますので、それは断った経緯もございませう。今後も、やはりそうした観点から、一刻も早く焼却施設が終了すること、そういうことを願って私らも思うわけでございます。

今後、そうした問題が円満に解決されること、これを望んで、この第1問の質問は終わらせていただきます。

○議長（前田三郎君） ここで午後1時30分まで休憩します。

（午後 零時13分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

7番、星一彌君。

○7番（星 一彌君） それでは、午前中に引き続きまして、2つ目のテーマをご紹介します。

郷土料理消費拡大についてでございます。

毎年、鮫川の特産物を使っての料理コンクールが開催されており、年々楽しむ会に訪れる皆さんが多く、おいしいとの講評を耳にしており、今後もこうした機会を生かし、拡大運動に結ばなければなりません。

しかし、以前大広間にて表彰を行ってございましたけれども、現在は個室にて行っているの

が現況であります。審査員の入賞食品を講評することもあって、楽しむ会に来てくださっている皆さんの前でできないものなのか、さらなる料理に対する知識の向上と拡大につながると思いますけれども、考えを伺います。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 星議員の2点目の質問に対してお答えを申し上げます。

今年度の郷土料理を楽しむ会は、例年になく大盛況で無事終了することができました。ご協力をいただきました関係者の皆様方に感謝を申し上げるところであります。また、本年も東京、北区の健康づくりグループの皆様にもおいでをいただきました。

これに先立ちまして、ことしも大豆を使ったアイデア料理のコンテストを実施し、17点の応募がありました。毎年、審査をお願いしている山際先生からは、入賞した料理の中にはすぐに商品化できるものがあるとお褒めの言葉をいただいております。

さて、ご質問であります表彰式であります。以前は郷土料理を楽しむ会と同じ公民館の大集会場で実施をしておりました。この場合、表彰式の終了後に参加者に一旦会場外に出ていただき、郷土料理を楽しむ会の準備を慌たたく行わなければならないことや、慌たたく行くとほこりも立ちますので、衛生上の問題もあります。また、保健所の指導等もありました。

こういった経緯がありまして今の形をとったわけですが、議員ご指摘のとおりで、審査員の講評内容につきましては、郷土料理を楽しむ会の皆様のご来場者の前で講評をご報告したり、出品した皆さんの出品のご労苦に感謝をしたい、そういった形が確かにご指摘のとおりであると思います。

アイデア料理コンテスト、郷土料理を楽しむ会につきましても、出品点数の減少、来場者の減少などがあり、庁内の大豆特産品開発プロジェクトチームで検討を続けておりますが、まだ結論は出ておりません。その中では、アイデア料理や郷土料理を日常的に提供することができないのかなどの意見が出ております。

今後の展開につきまして、例えば手・まめ・館の定休日に食堂を借用して、アイデア料理コンテスト出品者や郷土料理を楽しむ会にご協力をいただいております団体などがチャレンジショップを実施できないか、または現在行っている北区の健康づくり栄養グループの皆様との交流を発展させ、村製品の販路の拡大を意図し、北区でスローフードパーティーを行う

なども考えられるのではないかと思います。

学校給食甲子園全国大会出場など、鮫川村の食に関する取り組みは第4次振興計画でさらに展開が期待できる宝物がたくさんあると思います。これらを整理整頓し、選択と集中により最終目標をはっきりさせ、村民の皆様、関係団体の皆様と一緒に、食による村の農業の振興を図ってまいりたいとも考えております。

以上をお答えし、答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 以前は大広間で表彰式やって、確かにテーブルを移動すると、やっぱり食事する時間が確かに限られると、そういうことであったようです。

しかし、私が言っているのは、あそこの会場を移してまでやれというような考えは持っていません。あの入った右側に、とって立てて、何ていうか畳みたいなところがありますよね、あそこにね、あそこを一角利用すれば、決してそんなにほこりも立たないと思うし、そして食べる人はその後ろに立って、その商品の講評も聞けるということで、私はあれがふさわしいのではないのかなど。現在の2階のあの狭い部屋で、一般の方が数人しか入れない会場で表彰式をやって講評するというよりも、消費拡大という意味を持つならば、やはり来てくださった方がいて、この商品の内容等を説明して消費拡大につなげると、そういうことは私は大事ではないのかなど。それでなくても村がやはり大豆、じゅうねんを使った消費拡大に今、手を差し伸べているわけですから、ぜひやはりそういう方向で検討していただきたいと、そういうような切なる願いを持っていますけれども、それに対して村長の考えをもう一度伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2階での表彰式は、フォトコンテストもあわせてやっているんですね。ですから、フォトコンテストだけが2階でやって、料理の表彰式は1階で大広間で、そしてその出展者の商品を開発するに当たってのアイデアとか調理の仕方、こういったものも入場者にご披露する、そして村の食材の普及を高める、こういった観点から必要があると訴えれば、保健所のほうもよいですか、その辺、なお検討させていただきたいと思います。

なお、担当課長のほうから詳しく、その辺についてつけ加えることがあったらお願いします。

○議長（前田三郎君） 企画調整課長。

○企画調整課長（小松 毅君） それでは、今も表彰式と一緒にやっております、その講評

につきましては、今、山際先生とかに講評をいただいているわけですが、その講評につきまして、スローフードパーティーの会場で講評をいただくということは十分に可能だと思っております。この会場では、いろんな作品をつくった方々とか、それからグループについてもこういう料理ですよという説明は例年行っておりますので、その中にいろんな入賞者の講評につきましても山際先生にスローフードのほうの会場でやっていただくということは十分に可能だと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） いえ、できるならばという言葉はちょっと失礼かもしれませんが、やはりフォトコンテストの表彰も兼ねているわけですから、その1つの会場で一緒にできないものかなと。やはり、あの玄関入ったところに入賞写真が飾ってあるわけですから、当然審査員の講評が出るわけですから、そうすると我々みたいな興味がなくても、あああの風景はああいうふうこういうところがよかったとか、そういう講評が聞けるということになれば、フォトコンテストに対する興味を持つ人が多くなるのではないかなと。やはり鮫川のよさを、コンテストに撮ってくださる方々がいるわけですから、せっかくの入賞作品はやはり村民に伝える、やはりまたはそこに食べに来てくれた方々の参考になるようなことをしたほうがいいのではないかなと、そう思うんですが、これに対してお考えがあればひとつお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 星議員の再質問であります。例えばスローフードパーティーの後に表彰式を持っていても一つの方法かなと、そういう思いもありますけれども、その辺は衛生面、あとフォトコンテストの出展者、あるいは料理コンテストの出展者、あるいはスローフードパーティー、その比重というんですか、重きをどの辺に置くか、村にとってみればどの辺が一番重要なポイントなのか、その辺を総合点数で診断しながら、一つの方法としては11時ごろからスローフードパーティーを始めて、1時ごろより講評、あるいは出展者のお話とか、あるいは表彰式を午後に持って行っては衛生的にはいいのかなという思いもあります。その辺、なお内部で詳細に検討しながら、皆さんの都合、あるいは保健所の指導、あるいはこちらの村の体制ですとか、その辺検討して、皆さんに一番喜んでご来場いただけるようなパーティーにしていきたいと思っておりますので、その辺なお、また何か機会を設けて星議員と相談したり、企画のほうにご指導いただければと思います。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） それから、つけ加えてもう一つのお願いなんです、せっかく毎年村の題材を利用してコンクールに入選されたレシピ、これを何とか村民に伝える方法はないのかなと、そういう考えがございます。例えば、手・まめ・館でその注文料理が注文されれば、それはその食堂でつくるわけにはいきませんから、そういう注文を受け付けて消費者に届けるとか、あるいは消費者に連絡するとか、やはりせっかくの努力を重ねてつくった入賞作品ですから、食べ物ですから、やはり消費拡大に大いにつながるのではないのかなと、そういう思いがしますので、ぜひ検討していただきたいなど、そういう考えでおります。これはお願いだけで済ませていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

大樂村政、4期目の考えについてでございます。

我が村は、中山間地域の中で第3次鮫川村振興計画実施において、地域づくり総務大臣賞も受賞をされ、限られた財政資源の中で無事達成されようとしております。また、新年度より第4次鮫川村振興計画も実施されるわけであり、今までの実績の上に立って、美しい村づくりをさらに推進すべきと考えますが、村長の4期目に向けた考えを伺います。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 星議員の3点目の質問であります私の4期目の考えについてのお答えを申し上げます。

私が村長に就任したのは、当時を振り返ってみますと、平成15年7月13日の議案提案によります合併の是非を問う住民投票が実施された結果であります。投票総数が2,936票、合併賛成票が850票、反対票が2,046票、無効票が40票という投票結果により、当時議会議長の私がまず最初に議員の皆さん方に推されて立候補の決意、そして結果、無投票での当選、以来11年3カ月、3期目も残すところ9カ月という現在であります。

就任当時は、国の指導する合併のできない、そしてしない町村に対しての支援、地方交付税の交付が一層厳しくなってくるのではとの想定のもと、緊縮財政の中での船出となりました。職員の定数の見直し、給料の見直し、そして議員さん方初め私ら特別職の報酬の見直し、補助金などの多くの見直しにご理解をいただきました。

一方で、村の基幹産業である農業の振興により村を元気づける、活気づける、昔のかつて

の農業の鮫川村で一番原石だった活躍者、そしてその人たちのすばらしい農業の技、技術を持っている皆さんの高齢者の出番を願っての高齢者の生きがいをづくりの事業を始めさせていただきます。もちろんこれは、当時つくる作物も少なく、特に園芸作物、コンニャクとかたばことか、大変厳しい自由競争の中で、生産値割れしているような価格で、皆さん耕作やめるようになったんですね、耕作放棄地、そういった農業の停滞が見られた時期でもありました。

また、この時期にちょうど村での第2次振興計画の最終年度でもあったんですね。そこで、17年からはどんな村づくりか、皆さんで相談をしていただきました。議員の皆さんも本気になってかかっていたいただきました。それこそ業者には無縁な、村民みずから総出でやろう、つくろうという第3次振興計画の策定でありました。この計画により、新しい村づくりの目標が決まりました。まめな暮らしで、環境を生かした安らぎの、そして触れ合いのある村づくり、「まめで達者な村づくり」の始まりであります。

大きな目標の1つに、定住人口の確保がありました。私の目標にも、就任当時は4,600人いたんですね、4,600人でありました。この4,600人の村民がいるから、鮫川のこの農村景観が、館山景観がある、これらを大事にする、4,600人を守るのが私の村長としての責任、責務である、そういう自覚のもとで始めさせていただきます。もちろん全国的にも人口の少子化は目立ってきている時代でもありました。この運動の私の考えの中心に、人の集まる村づくり、人はどんなところに集まってくれるのか、そういうのを皆さんで検討させていただきました。まずは農村の、町の人を魅了する美しい環境づくりが村づくりの基礎だと考えて、皆さんと目標を決めたところであります。

農産物価格が低迷し、生産値割れしているような悪条件の中でも、農家の皆さんの意欲的な生産活動、そしてその生産活動により美しく整然と耕作されている田んぼや畑が私たちの自慢のふるさとであり、農村景観であると思います。そのことそれだけで立派な農村景観になり都市の生活で疲れた人々の癒やしの場所にしていこう、そんな村づくりがいろいろと大きな展開を見させていただきました。

きれいな村づくり、住んでいる人の誇りになったと思います。それが農産物直売所の開設、消費者に安心・安全を届けるための有機農業、有機農業が農薬、化学肥料を使わないのには堆肥が必要です。それがゆうきの里づくり、堆肥センターの建設にと大きくご協力をいただきました。このようにできましたことも、議員さんのご理解を初め、村民の皆様が心一つに取り組んでくれたからこそであると御礼を申し上げるところであります。

反面、私の意に反する残念な事案もたくさんありました。

1つには、村民人口の減少です。今の人口、3,700人切っております。ですから、私の担当した10年で1,000人近い村民の方が減少したという事実であります。

次には、常に前田武久議員にお叱りを受けています企業の撤退です。株式会社タイトウ工業と、渡良瀬でまだ一部事業は続けておりますが、オーゼキ製作所の転出であります。正直のところ、とてもつらい思いでありました。私は、企業に選ばれる、企業を誘致するのでなくて、企業が鮫川に進出したいな、人がいい、自然もきれいだ、水も空気もすばらしい村だよ、企業に選ばれる、人に選ばれる村づくりをと思って皆さんに協力をいただいておりますが、しかし、まだまだ私は人の集まる村づくりも道半ばの思いであると思います。

企業に選ばれる、そしてもっと暮らしやすい環境整備が必要であり、経済力の向上、子育ての支援、常々申し上げているように、こんな小さな村だからこそ、ちょっと頑張ればすぐにできる学力の向上、教育環境の整備、これはなかなか容易ではありませんが、国の支援が必要です、道路の環境の整備などであります。

村の振興のために努力しなければならない多くの課題がたくさんあります。最善の方法で費用対効果を検証しながら取り組んでいかなければと思います。人に思いやりを持ち、自然環境を大切に、まめな暮らしで農村の豊かな生活を努力目標にしていく必要があると思います。

いつまでもしゃべっていても切りがありません。星議員の質問にお答えを申し上げます。

私の4期目の考えであります。私にはまだまだ残されました3期目の9カ月があります。この間、悔いのないようにしっかりと務めさせていただきたいと思っております。

1期4年間、この4年間で私に与えられた1期1期の任期であると常に思っております。当初は2期8年という約束で、副村長、教育長をお願いをしました。3期目の就任に当たり、あの3期目は3月11日の震災後、半年の経過でありました。こんな時期にという思いで再度お願いをし、3期目も無事、今終わろうとしているところであります。しっかりと、ただいろいろありました。けさほども新聞に「村長は責任をとって辞任すべきだった」というチラシも出ております。一部の村民ではありますが、大変ご迷惑をおかけし、説明不足を今、反省しているところであります。ただ、福島県の県民の一人として、こういった線量の少ない、低い村だからこそできる事業、そしてこんな村だから発信しなければならない作業だと思っております。今でもその気持ちは変わりません。そういったことで、あの焼却炉も減容化施設も引き受けさせていただき、福島県の復興に一役を買おう、1年でも早く元の福島県に戻ろうという思

いで、あの事業も取り組ませていただきました。議員の全ての皆さんにはご賛同いただきました事業であることを大変うれしく思っておりますが、一部の村民への説明不足は私の責任と今は思っております。

そういったことで、もうしばらくしっかりと3期目を務めさせていただきたいと思います。

4期目のことは、まだ一つも全く考えておりません。

以上を申し上げ、星議員の4期目の考え方についてのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 3期目を今、確かに9カ月が残されていると、それに専念する、当然私らはそういう答えが返ってくるであろうと、そういう考えは持っていました。

しかしながら、「まめで達者な村づくり」の、やはりここまで鯨川村が活力ある村づくりをさせてくれたということは、やっぱり村長のこの熱意ある村民に対する行動であったと、私らはそう歓迎しております。

人口減少の問題にも触れましたけれども、これは全国的な問題で、村長が任期を務めたから人口が減少したと、本人はそう思うかもしれませんが、やはりそれは自然的な現象ではなかろうかなど。ただ、これからも少しでも人口増につながるような道だけは探らなければならないと、そういうふうをお願いをしておくわけですが、何といても手・まめ・館、それからゆうきの里づくりと、循環農業の基礎を成し遂げたわけでございますので、やはり来年から第4期の事業が始まる、今その真ただ中で計画をさせている立場でございますので、もう一度その期に対してご返答いただければと、そういうふうに願っておりますが、村長の考えをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まことに今、星さんの質問を受けておりますと、少し褒めてもらっているのかなという思いで、大変うれしく思う一部もあります。

ただ、本当に正直なところ、4期目というのはまだ考えておりません。もちろん、これは私の一存でどうこうすべきことではない、今、後ろのほうにはしっかりと私を支えてくれる後援会の役員の方もおります。こういった人に相談もしなければならないと思っております。次の機会には、こういった方にも相談をしながら、私の考え、そしてもちろん私を支えてくれる直属の副村長、教育長、そういった人の意見を聞きながら、参考にしながら、私の4期目の姿勢も皆さんの前で早い時期にお答えをしたく考えております。大変ご心配をおかけし、そしてまた恐らく議員の皆さん方も、4月の下旬に任期を控えているわけですから、いろい

ろ都合もあると思います。その時期までには決しておくれないように、皆さんの体制づくりに支障ないように、早目に私の姿勢も返答させていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 私らの任期は村長より何カ月か早くなるわけですが、我々の任期のことは余りに置く必要はないんじゃないかなと、私らは議決機関だけであって執行機関ではないので、その辺は応分なる考えを持ってしかるべきであろうと思います。

近いうちにといいますか、年を明けたころからそういう考えが定まるのかなと、そういうような想定はしておりますけれども、ぜひこれだけの実績ある「まめで達者な村づくり」の総仕上げということを踏まえさせてもらって、ぜひいい方向でのご検討をされることを願ひまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 12月定例議会一般質問、1点について村長のお考えをただしたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

27年度新たな経営所得安定対策への取り組みについて。

農林水産省概算予算要求、水田活用の直接支払交付金2,770億円が示されており、その中で村内でも飼料米作付が増加するものと思われま。

作付対象となる水田は、日照不足、それから地力、水利、標高差などで反当たりの収穫量が約6俵から9俵という大きな差があると思います。先祖伝来の農地を荒廃させず、土地改良を加え、投資効果を期待しながら、山間地の立地条件の悪い中、生産割れを承知で耕作しているのが現状であります。

真面目に国の農業政策に応じてきた農家を守るためにも、現在設定されている水田反収一律評価468キロ、7.8俵を改め、地目等級を定め、適正なる水田活用の直接支払交付金の公平なる配分を図るべきと考えるが、いかがかお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の質問にお答えを申し上げます。

今般、政府ではこれまで長きにわたり実施してきました米の減反政策を、平成30年度を目標にして廃止することが既に決定されたところであります。いわゆる米の生産調整がなくなるという農政の大転換であります。

この米の政策の転換に当たり、制度の見直しがあり、米の所得補償の固定分、10アール当たり1万5,000円から7,500円に、そして変動分は廃止となりました。これは経過措置であり、平成30年度をもって廃止となってしまうものであります。

また米、畑作物の収入緩和対策は対象要件で認定農業者に絞られるなど、方向性として農業の産業化に拍車がかかるような交付金制度の改正が見込まれることから、今後の農業における懸念が一層高まる状況であります。特に、我が村のような中山間地の農業では、規模拡大、あるいは基盤整備等々はこれ以上はできないのではないかと思います。

本村の中山間地の特性から、主食用米の生産は平場と比べまして条件不利なことから、現行の経営安定対策の水田活用の直接支払交付金を活用した稲のWC Sや飼料用米の生産を促してきたところであります。この結果、本村の平成26年産のホールクロップサイレージの耕作面積は43.5ヘクタール、白河管内面積では19%を占めます。東白川管内では約半分、49%を占めています。そして飼料米につきましては、耕作面積が59.7ヘクタールです。白河管内ではトップに立ち、白河管内の飼料米面積の35%を鮫川が占めているという実態であります。このことから、国内産の自給飼料の消費と農家所得の向上につながっている、貢献していると私は思っております。

ことしの主食用米価格の下落に伴い、飼料用米が改めて注目されているところですが、取り扱いとなるJAでは、保管場所、流通、そして販路など体制の整備が課題となっております。また、生産者にとってはいかに飼料米の収量と低コスト生産が一つの鍵を握るものと考えているところでもあります。

この飼料用米の直接支払交付金の算定につきましては、収量に応じて交付単価が決定される数量払い方式が取られているのが特徴的になっております。収量に応じて5万5,000円から10万5,000円に5万円の大幅な差があります。

さて、お尋ねの本村の水稲の基準反収の設定基準であります。10アール当たり7.8俵、468キロとし、村内一本化で採用しているところでもあります。

この基準設定に当たっては、1つとして国で調査し、坪刈りした収量をもとに設定をしております。

2つ目に、白河管内の市町村がそれぞれ一本化で採用しております。ちなみに、鮫川村が

今ほど申し上げました反当たり設定基準が468キロ、棚倉町が525キロです。埴町が484キロ、矢祭町が488キロとなっております。

この基準収量の採用に当たりましては、村の農業再生協議会に提示し、承認を受けております。どうかこの辺をご理解いただきますようお願い申し上げます、前田議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） ただいまの村長の答弁で、基準反収は間違いなく一律設定ということでもあります。

村長、25年度は反当たり8万の飼料米の生産交付金の支払いということで、急遽26年産米から数量払いというようなことで、先ほど村長が答弁されたように5万5,000円の格差が生じたということで、それはいいとしまして、今年度26年度に生産農家はその基準数量、5万5,000円以下ですか、それらの対象農家と対象反別をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 基準反収に満たなかった農家の詳細は担当課より説明を申し上げます。

○議長（前田三郎君） 農林課、課長補佐、村山君。

○農林課長補佐（村山義美君） ただいまのご質問の点なのですが、個人ごとの収量は国では交付金の金額、数量は開示しておりません。

それで、全体の収量はここで、手元にあります。それで今、申し上げます。

生産面積が平米で言いますと59万7,420平米、それで農協ではもみで収穫しているんですが、それを玄米に換算するわけなのですが、もみの収量の玄米は0.8を掛けます。それで合計が23万3,553キログラムです。そうしますと、反収と契約した反収を比較しますと83%の収量で、17%が基準収量に達していないというような内容になっております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 59町歩ということですか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○11番（前田武久君） そして、17%の農家というか生産数量が未達成ということで、その差額の金額は幾らなんですか。

○議長（前田三郎君） 農林課、課長補佐。

○農林課長補佐（村山義美君） じゃ、今、計算します。ちょっと待ってください。

正確な数値は、後日示したいと思います。

〔「はい、結構です」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） それで、私、質問要旨に述べましたように、この未達成の農家も達成農家も、村の固定資産税、それから共済金、飼料米の場合は共済金を支払う義務があるんですよね、それはもう大体、半強制的にですね。これらについては何ら変化はないわけですね。多分、基準数量に達しない水田を耕作しても、それから基準数量を上回る、多分数量支払交付というふうになりますと、基準数量よりどんどん上回っていくほど加算されるというような計算になっていると思うんですが、この辺お願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 基準数量を468キロとし、それ以上上回った数量が、限度が10万5,000円までです。ですから、上限を150キロと決めております。下限も150キロです。ですから318キロが下限になりますから、5万5,000円で下限が318キロ、これを下回った場合には理由書を取られているんですね、どういうことでこれを下回りましたかという、この辺が一番問題なのかなという、私もこの一本化というのが今、危惧しております。鮫川村が飼料米の生産の、それこそ35%も占めている、こういった村が不都合なことであってはならない、鮫川村がどうしてこういった基準差があるかという、高低差が大きいんですね、300メートルぐらいあるんですよ、300メートルから600メートルぐらいまで米づくりやっていますよね。決して水稻栽培には合っていないところだからこそ、こういった飼料米、あるいはWCSを選んでいられるんですから、この一本化に問題があると思います。この辺、これは恐らく議員も農業再生委員会には出たことありますよね、土地改良区の理事長時代に。今、土地改良区が私のほうに来ましたから、今は出る機会はないと思いますが、こういった機会を通じて、この一本化でいいのかなというこの問題を提起していきたいと思います。これ当然、緩和できるのかなという思いもありますけれども、この辺。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 私は、村長にその辺を確かめたかったので、村長が一番危惧している一本化ということに対して、これは当然改めるべきだと。私も農業協議会、そこで一応ある程度国の試算したあれでもって算定基準にしたというようなこと、それから私がちょっと聞いたところでは、これは決してそれに従う必要はないと、これは村で算定数量は定めることができる、それでとにかく村長も村の農業、水田というか耕地の条件ですか、そういう

ものは全部承知されていると思うんですよね、今言ったように300メートルの高低差があると。そして、また私が当初述べたように山合いで出水で日照がなくて、これはもうどんな農家が一生懸命努力したってとれないものはとれないんですよね。しかしながら、先祖から受け継いだ田畑を荒らしたくない、それから景観を損なう、国土保全ですけれどもね、農家の農地なんかはみんな国土保全にかなり貢献しているはずなんですよ。それだから中山間直接支払交付金が村にも交付されておるとというのが事実であって、とにかく今の農家は生産割れする農家はほとんどやめたいんですよね。それがやめたくてもやめられない現状、それはやはり一律化を是正して、これは事務職がかなりふえると思うんですよ。そしてまた村内の水田の評価というのは、今までの各農家が耕作してきて、反当たりこの田んぼほどのくらいとれるというのはこれは一目瞭然わかんと思うんですよね。だから、事務方はそれらのことを真っ先に、もう数年前からこれは取りかかるべきであって、そして初めてこの鮫川村の農家を守る、そういう施策を講じなければならなかったと私も反省していますけれども、それは真っ先にこういう国の制度のあるうちに是正して、そして一律方式をなくして、次年度、27年度から間に合うような対策を講じるべきだと思うんですよね。それをぜひやってもらいたいと思うんですが、村長もう1回このことに対して、余り同じ質問したくないので、簡潔に答弁をお願いしたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、村の水田再生協議会では、これはご理解を得られると思います。

ただ、これは国の事業でありますから、国の事業にしっかりと村の事情は訴えて、これは27年度には一本化ではだめだと、こういった思いで各連合会長にも、この水田再生協議会には連合会長が全て皆さん出席します、この席上で皆さんの納得いく共済組合の評価基準、その辺を参考にしながら検討させていただきたいと思います。

ただ、約束は前向きに一生懸命やらせてもらうけれども、私が一存で決めることはできませんので、その辺お含みおきを。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今、村長が共済組合の評価基準を参考にすると言いましたけれども、あの評価基準そのものが間違っていると私は思うんですよね。それを改めない限りはだめですよ。あれを真っ正直に真に受けてやったんでは、もう村長だってさっき言ったように、鮫川の立地条件はわかると思うんですよね、こんなばかな数字はどこにあるのかということについて、ちゃんとそれ実現にこぎつけるようにすれば、鮫川の農家を守ることができると思

うんですよね。その点、もう一度。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 私は、皆さんもそうですが、米の下落の一番は何かというと、生産過剰なんですよね。この生産過剰さえなくすれば、必ず米は上がると思います。現に、今、モチ米は1万8,000円しています。ですから、ウルチの主食用は今、余っているんですよね。この余っているバランスをとるための施策がWCSと飼料用米なんです。ですから、鮫川村が35%も飼料米をつくっている、これは農家の人が決して進んでやっているわけじゃないよね。これは要するに市場の緩和策に協力している、こういう意味合いを持って強く国に訴えかけて、こういった前向きに、今までの減反政策も鮫川ぐらいでしょう、十何年間、いや昭和44年からだからそれこそ40年間も続けてきたということは、鮫川村の意見も反映してもらわなくちゃならない。この辺、白河管内でしっかり声を大きくして、この会議に私出られなかった、でないと出すところないんだよね。ですから何の機会かに訴えて、これはぜひしていきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今、村長が熱弁を振るったとおりにいくことを期待して、以上で質問を終わります。

○議長（前田三郎君） これで一般質問を終わります。

◎議案第82号～議案第90号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第4、議案第82号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例から日程第12、議案第90号 鮫川村原子力災害放射能汚染対策粗飼料安定供給基金条例を廃止する条例までの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第82号から90号までの9議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第82号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

これまで村の総合計画については、地方自治法第2条第4項により、総合計画の基本部分である基本構想について議会の議決を得て定めることが義務づけられていましたが、国の地域主権改革のもと、平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定基準がなくなり、策定及び議会の議決を得るかどうかは市町村の独自の判断に委ねることになりました。

一方、改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を得て策定することは可能であることになっています。今回、策定に向けて取り組んでいる振興計画及び定住自立圏構想の協定は大変重要なものであることから、議会の議決を得て策定する必要があると判断し、本条例を制定するものであります。

次に、議案第83号 鮫川村保育の必要性の認定基準に関する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。

この条例は、子ども・子育て支援新制度により、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき保育の必要性を認定した上で給付する仕組みとされたことから、保育の必要性の認定に関することについて定めたものであります。

次に、議案第84号 鮫川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明を申し上げます。

議案書の4ページをごらんください。

この条例は、子ども・子育て支援新制度において、新たに創設される家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業について、市町村がその設置認定を行うことになるため、改正児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等に関する基準を定めるものであります。

議案書の22ページをお開きください。

議案第85号 鮫川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてのご説明であります。

この条例は、子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設等などが子ども・子育て

て支援法に基づく給付を受けるためには市町村の確認を受ける必要があることから、同法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が確認に際して遵守すべき運営に関する基準を定めるものであります。

議案書39ページをお開きください。

議案第86号 鮫川村監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、地方自治法第199条第4項による地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、主としてこれらが適法または適正に執行管理されているかどうかを監査するための定期監査の時期を「7月」から「10月から11月」の、要するに7月に決めていたんですね、それを「7月」から「10月から11月の間」に定めるものであります。

続いて、議案書の40ページです。

議案第87号 鮫川村行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、行政不服審査関連3法が平成26年6月に成立し、その1つである行政不服審査法の全面改正を受けて、行政手続法の一部を改正する法律が公布されたのに伴い改正するものです。

主な内容は、法律に規定された要件に適合しない行政指導を受けたと思料する場合、その行政指導の中止等を求め、また法令違反の事実を発見した場合にそれを是正するための処分等を求める申し出制度を創設するものであります。要するに申し出制度なんですね。この改正に伴い、行政手続法が守備範囲としない地方公共団体の機関がする行政指導と条例規則が根拠となっている処分について、同様に行政手続条例を改正して規定するものであります。

続いて、議案書42ページです。

議案第88号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、産科医療補償制度の見直しとあわせて出産一時金の金額の見直しを行うもので、出産育児一時金の支給について、健康保険第101条の政令で定める金額として、健康保険法施行令第36条に規定する「39万円」を「40万4,000円」とするものであります。

次に、議案書43ページをお開きください。43ページです。

議案第89号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、鮫川村特産品加工施設等設置条例の中の施設に、平成26年9月に完成しまし

た見渡地内の鮫川村農産物備蓄倉庫を加え、さらに別表中に米の色彩選別機の規定を追加するものであります。

次に、議案書44ページをお開きください。

議案第90号 鮫川村原子力災害放射能汚染対策粗飼料安定供給基金条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、1キログラム当たりの放射線セシウム暫定許容値が100ベクレルに変更されたのに伴い、畜産農家の飼料確保の困難性に対処するための緊急対策である粗飼料安定供給事業について、畜産農家が飼料確保できる状態になったため、同基金条例を廃止するものであります。

以上で、議案第82号から90号までの9議案についての説明を終わります。原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明にかえさせていただきます。

◎議案第91号～議案第99号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第13、議案第91号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）から日程第21、議案第99号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）まで9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第91号から議案第99号までの9議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第91号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

議案書の45ページから49ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをお開きください。

補正前の予算額が36億4,571万8,000円に対しまして、今回1億3,286万円を増額し、補正後の予算総額を37億7,857万8,000円とするものであります。

事項別明細書の2ページをごらん願います。

歳入です。

6款1項1目1節の地方消費税交付金600万円の増額は、7月から9月までに収入した地方消費税について、精算後の2分の1が市町村に交付されるもので、4回のうちの3回目で社会保障財源分として補正予算財源に充当するものであります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節保険基盤安定負担金30万5,000円は、国民健康保険税の軽減額が確定したことによるものであります。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節保険基盤安定負担金77万8,000円の減額は、国民健康保険分と後期高齢者医療分の軽減額等が確定したことによる減額分であります。

2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の地域支え合い体制づくり助成事業費177万7,000円の増額は、高齢者に対する除雪等の支援体制を整備するための補助金であります。

15款財産収入、2項財産売払収入、2目不動産売払収入、1節立木売払収入417万2,000円は、青生野地区の明治100年記念部分林と林業後継者の森の部分林の契約満了に伴う村の分収分です。417万2,000円、これは森林再生事業にたまたま当たったものですから、諸経費等がそちらで出たものですから収入なんですね。ちょうどいい時期にぶつかったから、417万2,000円の収入がありました。

事項別明細書の3ページをごらん願います。

16款です。1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興寄附金104万円は、今年9月から10月分までのふるさとづくり寄附金です。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金の米価下落対策事業費3,664万5,000円の減額は、同対策事業の財源を原子力災害放射能汚染対策粗飼料安定供給基盤繰入金に変更して充当するものであります。

同じく6目1節東日本大震災復興基金繰入金500万円は、有蓋防火水槽2基設置工事を実施するための事業について、同基金から繰り入れするものです。

同じく2節東日本大震災復興基金繰入金、ブランド・イメージ回復交付金の580万円の減額は、緑のふるさと協力隊集落支援事業のほか、ブランド・イメージ交付金を充当している事業について事業費の確定によるものであります。

同じく7目1節公有施設整備基金繰入金550万円は、見渡団地火災に伴う撤去工事及び再

建のための設計業務委託に要する事業費について、保険金の支払いが事業実施後の支払いとなるため、当面、同基金から保険金があるまで繰り入れするものであります。

同じく10目1節原子力災害放射能汚染対策粗飼料安定供給基金繰入金1億2万3,000円は、同基金の廃止に伴う繰入金であります。

4ページをお開きください。

19款諸収入、4項受託事業収入、2目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入187万5,000円の増額は、米の全袋検査の委託業務単価及び検査立ち会いの単価の見直しによる増額分であります。

同じく5項1目1節雑入、火災共済保険1,280万円は、見渡団地火災による共済保険です。20款村債です。議案書の49ページをお開きください。議案書49ページです。

第2表、地方債補正をごらんください。

1目1節辺地対策事業費3,610万円のうち2,070万円は、藪地区と大久保大根屋敷地区の能動整備事業について起債を充てるものであります。同じく藪地区、折戸地区の携帯電話等エリア整備事業に対して、それぞれ770万円を起債するものであります。

次に、歳出であります。

事項別明細書の5ページです。

初めに各歳出補正予算の給料、職員手当は11月の臨時議会で議決いただきました職員の給与に関する条例の一部改正による職員給与の改正によるものであります。おのおのの説明を省略いたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金6,337万8,000円は、原子力災害放射能対策粗飼料安定供給基金の廃止に伴う一般会計繰入金を財政調整基金に積み立てするものであります。

同じくふるさとづくり寄附金104万円をふるさとづくり基金に積み立てするものであります。

6目企画費ですが、事項別明細書は6ページに移ります。

6目の企画費、13節委託料210万6,000円の増額は、青生野地区の大犬平から姿平地内の光ファイバーケーブル共架柱の移転に伴う光ケーブルの張りかえに要する経費であります。

19節負担金、補助金及び交付金の太陽光発電設備設置事業費補助金120万円の増額は、同事業の補助金申請者の増加によるものであります。当初予算では200万だったんですね、随分多いんですね、もう5人ぐらい多くなると120万の増額になりますか、それで120万の増額

は補助金の申請者の増加によるものであります。

事項別明細書の7ページをお開きください。

3款民生費です。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金217万5,000円の増額は、国民健康保険特別会計において平成27年1月診療分により高額療養費制度が改正されるのに伴い、高額療養費支給システム改修費等に要する経費が生じたため、繰出金を増額するものであります。

同じく2目老人福祉費、11節需用費162万2,000円の増額は、地域支え合い体制づくり助成事業による高齢者に対する除雪対策費として、融雪剤や融雪剤散布用軽トラック用スタットレスタイヤなどの消耗品の購入や、軽トラックの修繕料などに要するものであります。

事項別明細書8ページをごらんください。

8ページ、同じく3目後期高齢者医療事務費、28節繰出金54万6,000円の減額は、後期高齢者医療の軽減額等が確定したことによるものであります。

同じく4目介護保険事務費、28節繰出金25万1,000円の増額は、介護認定審査会負担金等の増額によるものであります。

事項別明細書9ページです。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、19節負担金、補助金及び交付金の浄化槽設置整備事業費補助金87万2,000円の増額は、当初設置見込み基数及び撤去補助額等の増額によるものであります。87万2,000円の増額です。

次に、事項別明細書の10ページをお開きください。10ページです。

同じく6目保健センター費、15節工事請負費の保健センター職員通用口バリアフリー対策工事60万4,000円の増額は、職員の通用口をバリアフリー化するものであります。先生が高齢者なもので、足突っかえちゃうんですね。そういったことで、工事が伴いました。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、13節委託料187万5,000円の増額は、米の全袋検査の委託業務単価及び検査立ち会い業務単価の見直しによる増額であります。

事項別明細書の11ページをごらんください。

同じく19節負担金、補助金及び交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲事業費補助金20万円の増額は、イノシン捕獲実績に対する当初予定頭数の増頭分なんですね。当初40頭計画していたのかな、それが60頭になったみたいですし、65頭と言ったかな。

同じく6目農地費、13節委託料の農道整備工事測量設計業務60万円の増額は、石井草地区農道整備工事において測量設計業務委託料を増額するものであります。

同じく17節公有財産購入費の農道整備工事用地購入費60万円の減額は、藪地区農道整備工事において、施工区間の用地購入費の確定によるものであります。

12ページをごらんください。

同じく2項林業費、1目林業総務費、15節工事請負費の館山公園遊歩道整備工事費224万9,000円の増額は、新設遊歩道のウッドチップ敷設を、既設の遊歩道分まで追加して敷設するものであります。

同じく2目林業振興費、13節委託料の治山施設工事測量設計業務80万円の増額は、本坂地内の治山工事に対して、新たな測量設計業務の必要性が生じたため増額するものであります。

7款1項商工費、3目観光費、11節需用費の修繕料32万8,000円の増額は、江竜田の滝の東屋の柱の修繕、補強及び江竜田農村公園内のトイレフロアの修繕に要する経費であります。

13ページをお開きください。

13ページ、土木費です。3項住宅費、1目住宅管理費、14ページです。13節委託料です、80万円の増額は、見渡団地の被災住宅修繕工事に要する監理の委託料です。80万円です。

同じく15節工事請負費1,500万円の増額は、見渡団地被災住宅の撤去及び修繕工事に要するものであります。

同じく2目住宅建設費、13節委託料250万円の増額は、見渡団地被災住宅建替工事の設計業務委託する費用であります。

9款1項消防費、2目消防施設費、15節工事請負費の宝木地内消防車庫建築工事50万円の増額は、建築資材等の高騰による増額分であります。また大平地内及び赤小名地内の2基の有蓋防火水槽設置工事費500万の増額は、建築場所確定による工事施工方法に係るものであります。

同じく18節備品購入費322万8,000円の増額は、緊急車両の更新によるものであります。

次、15ページです。

10款教育費です。2項小学校費、2目教育振興費、11節需用費の消耗品費433万円の増額は、平成27年度から30年度用の教師用の教科書及び指導書の購入費用であります。433万円。

同じく3項中学校費、2目教育振興費、11節需用費の修繕料62万6,000円の増額は、スクールバスの修繕に要する経費であります。

以上が一般会計の主な補正予算であります。

次に、特別会計です。

議案第92号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、事業勘定についてご説明を申し上げます。

事項別明細書の21ページをお開きください。

事項別明細書は21ページ、補正前の予算が4億8,793万8,000円に対しまして、今回206万4,000円を減額し、補正後の予算総額を4億8,587万4,000円とするものであります。

事項別明細書22ページをお開きください。

歳入であります。

3款1項1目療養給付費交付金、1節現年度分の退職者医療交付金478万円の減額は、退職者医療交付金の精算見込みによるものであります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金225万9,000円の増額は、出産育児一時金の1件増及び平成27年度1月診療分より高額療養費制度が改正されるのに伴い、高額療養費支給システム改修費等に要する費用であります。

10款諸収入、3項5目1節雑入の51万円は、国保連合会の預貯金について分配されたものであります。

歳出であります。

23ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料の163万1,000円の増額は、70歳から74歳までの医療費の窓口負担について、平成20年度より2割負担に改正されたものを特例で1割負担としていたものについて、見直しによりシステムの改修業務に32万4,000円、平成27年1月診療分より高額療養費制度が改正されるに伴う高額療養費支給システムの改修業務130万7,000円を計上したものであります。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費、19節負担金、補助金及び交付金400万円の減額は、退職被保険者の療養給付費が減少する見込みのため減額するものであります。

同じく3目一般被保険者療養費、19節負担金、補助金及び交付金30万円の増額は、今後の療養費支払いに不足を来さないように増額するものであります。

2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、19節負担金、補助金及び交付金42万円の増額は、当初見込みより1件増となるためのものであります。

24ページをお開きください。

9款1項基金積立金、1目国保基金積立金72万3,000円の減額は、保険給付費等の支払い

残金が不足するため、積立金を減額するものであります。

次に、直診勘定です。27ページです。

予算総額の変更はありません。

28ページをごらんください。

歳出のうち、臨時雇用賃金を嘱託員雇用賃金に変更し、予備費を減額して給与条例の改正による職員手当等に充てるための補正であります。

次に、議案第93号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

議案書でなくて、事項別明細書の31ページをお開きください。事項別明細書31ページ。

補正前の予算額1億5,786万円に対しまして、今回26万円を増額し、補正後の予算総額を1億5,812万円とするものであります。

32ページをお開きください。

歳入です。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金26万円の増額です。

歳出は、2款施設費、2項施設整備費、1目施設整備費、17節公有財産購入費の鍬木田配水池用地購入費です。18万7,000円の増額は、鍬木田配水池の用地購入費用を追加するものであります。

次に、議案第94号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）です。

57ページを、これは議案書ですね、議案書の第2表、地方債補正もあわせてごらんいただければと思います。事項別明細書は35ページです。

35ページ、補正前の予算額908万1,000円に対しまして、今回3,090万円を増額します。補正後の予算額を3,998万1,000円とするものであります。3,000万の増額です。

36ページをお開きください。

歳入です。

3款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金100万円及び6款1項村債、1目1節過疎対策事業債の村営バス車両購入事業債2,990万円の増額は、村営バス購入に充当するものであります。

37ページをごらんください。

歳出のうち、1款総務費、1項1目村営バス事業費、18節備品購入費の大型路線バス1台購入費3,142万3,000円は、村営バスの老朽化に伴う大型バス更新のための増額補正です。ほ

かに予備費56万1,000円を減額して、役務費等に充当するものであります。

次に、議案第95号 平成26年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）です。

議案書の58ページ、59ページです。

事項別明細書39ページをお開きください。39ページです。

補正前の予算額3,261万5,000円に対しまして、今回31万7,000円を増額し、補正後の予算総額を3,293万2,000円とするものであります。

40ページ、次のページです。

歳入で、一般会計から31万7,000円を繰り入れし、歳出で電気料金値上げによる光熱水費の不足分について増額するものであります。光熱水費が不足したということですね。

次は、議案第96号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）です。

事項別明細書41ページです。

補正前の予算4億5,422万9,000円に対しまして、今回25万1,000円を増額し、補正後の予算総額を4億5,448万円とするものであります。

42ページをお開きください。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節事務費繰入金25万1,000円を増額するものであります。

43ページです。

歳出においては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を増額して職員手当等に充当し、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助金及び交付金354万9,000円を減額し、同じく2目特例居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助金及び交付金354万9,000円を逆に増額するものであります。これは、訪問介護利用者が減少し、ひだまり荘の短期入所介護の利用の増加が見込まれるために増額するものであります。

次に、議案第97号 平成26年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）です。

事項別明細書は46ページをお開きください。

予算総額の変更はありません。

47ページをお開きください。

歳出のうち、予備費を減額して、施設の排煙設備オペレーター修繕に充てるための補正であります。修理費です。

次に、議案第98号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）です。

事項別明細書の48ページをお開きください。

補正前の予算総額1億567万3,000円に対し、今回160万4,000円を増額し、補正後の予算総額を1億727万7,000円とするものであります。

49ページをお開きください。

歳入においては一般会計繰入金の運営費繰入金137万8,000円を増額し、歳出で一般管理費で職員の給料等を増額、また県支出金の学校給食検査支援事業費のいただきます。ふくしまさん事業費22万6,000円増額は、地場産物の活用メニューに対する給食材料費等に対する補助金であります。

次に、議案99号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。

事項別明細書53ページをお開きください。

補正前の予算額が3,636万4,000円に対しまして、今回54万6,000円を減額し、補正後の予算総額を3,581万8,000円とするものであります。

事項別明細書54ページをお開きください。

歳入では一般会計繰入金を54万6,000円減額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を同額減額するものであります。

以上で、議案第91号から99号までの9議案につきまして説明を終わります。原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎議案第100号～議案第101号の上程、説明

- 議長（前田三郎君） 日程第22、議案第100号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから日程第23、議案第101号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまで2議案を一括議案といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

- 議長（前田三郎君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

- 村長（大樂勝弘君） それでは、議案第100号及び議案第101号の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第100号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての西野辺地についてご説明を申し上げます。

議案書の68ページ、69ページをごらん願います。

本件は、西野辺地の計画変更であります。赤坂西野字藪地内に携帯電話の移動通信用基地局施設を整備するため、現在の辺地計画に移動通信用基地局施設1カ所を追加するものであります。

次に、議案第101号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての西山辺地についてご説明を申し上げます。

議案書の70ページ、71ページをお開きください。

本件は、西山辺地の計画変更であります。本件においては、西山字折戸地内に携帯電話の移動通信用基地局を整備するため、現在の辺地計画に移動通信用基地局施設1カ所を追加するものであります。

以上で、議案第100号及び101号の2議案についての説明を終わります。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

あしたは各常任委員会で議案調査、11日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時14分）

第 9 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成26年第9回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年12月11日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第 82号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件
を定める条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第 83号 鮫川村保育の必要性の認定基準に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第 84号 鮫川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第 85号 鮫川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例
質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第 86号 鮫川村監査委員条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第 87号 鮫川村行政手続条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第 88号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第 89号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第 90号 鮫川村原子力災害放射能汚染対策粗飼料安定供給基金条例を廃
止する条例
質疑、討論、採決
- 日程第10 議案第 91号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算(第8号)
質疑、討論、採決

- 日程第11 議案第 92号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
質疑、討論、採決
- 日程第12 議案第 93号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
質疑、討論、採決
- 日程第13 議案第 94号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）
質疑、討論、採決
- 日程第14 議案第 95号 平成26年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第3号）
質疑、討論、採決
- 日程第15 議案第 96号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）
質疑、討論、採決
- 日程第16 議案第 97号 平成26年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）
質疑、討論、採決
- 日程第17 議案第 98号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）
質疑、討論、採決
- 日程第18 議案第 99号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
質疑、討論、採決
- 日程第19 議案第100号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）
質疑、討論、採決
- 日程第20 議案第101号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）
質疑、討論、採決
- 日程第21 選挙第 1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第22 陳情第 6号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出について
審査結果の報告、質疑、討論、採決
- 日程第23 発議第 6号 鮫川村議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例

趣旨説明、質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第7号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出について

採決

出席議員（10名）

1番	岡部明君	2番	宗田雅之君
3番	前田雅秀君	7番	星一彌君
8番	関根政雄君	9番	山形郁夫君
10番	早川正博君	11番	前田武久君
12番	坂本忠雄君	13番	前田三郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
企画調整課長	小松毅君	住民福祉課長	鈴木真理子君
農林課長 農林委員 農林局長	本郷秀季君	地域整備課長	佐藤博君
教育課長	須藤健君		

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	増谷隆夫	書記	渡邊敬
------	------	----	-----

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

実は、9日の本会議の2番の宗田雅之議員の大豆の消費量について、私の答えが間違っておりました。お答えした後に、戻って調べた結果、みそと豆腐の消費量の違いに気づきました。

大豆が今、村で生産予定しているのが20トンです。このうち豆腐に10トンを使用します。そして、残りの10トンは、きな粉に1トン半、あと豆菓子等の加工に1トン半、残り7トンになります。7トンを全部みそにしますと、みそが残っちゃうんですね。それで、6トン大豆をみそに加工しますと、約20トンのみそが生産されます。ということで、6トンをみその加工ということに訂正していただければと思います。

それで、あと残り1トンですが、その1トンは調整用に、豆腐あるいは加工のほうにももし不足したときに回すという考えで、基本的には計画をしておるということであります。

まことに申しわけございません。そういったことでご訂正をお願いします。

以上です。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

11番、前田武久議員。

○11番（前田武久君） ちょっと時間いただきまして、私から発言させていただきたいと思っております。

実は、初日の一般質問のときの数字を執行部のほうで後で提示するというので、資料はいただいたんですが、答弁はいいですから、村長にちょっと申し述べておきたいと思っております。

それで、資料いただいたのが、餌米ですか、59町歩、作付がね。それで、反収が390キロということになっています。約60町歩の1反歩当たりの反収が390キロ。そうすると、390キロを60キロで割ると6俵半ということなんですね。そうすると、鮫川の飼料米の平均反収が6俵半ということで、やはり私が一般質問した7.8俵という一律基準反収というのは大きな差があるということで、その辺ぜひとも、この前、村長が努力するというような話でありましたので、27年度はその数量を訂正して、農家の配分を、政府の交付金を配分されるよう努力していただきたいというふうにお願いいたします。

議長、発言ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） それでは、私のほうからも、26年の基準反収をどういった数字であらわすかをお答えしておきたいと思います。

これは議員もご承知かと思いますが、村は反収を調べるためにどこを坪刈りしたかというのはわからないんですね。国のほうで来て、鮫川に入って坪刈りをしていくそうです。それで、その坪刈りの結果、7年間の平均をとるそうです。7年間でトータルするそうです。それで、坪刈りというのは厄介なことにくず米まで入るんですね、あれは。製俵に、俵に収まるばかりと違うんです、くずも一緒に入っちゃうんですね。ですから、その辺、鮫川はうんと損するのね。

例えば、共済あたりの反収出すときも同じだと思うんですけども、185のふるいでふるうのか、175のふるいでふるうのか、それで相当な差があると思います。ですから、鮫川はどうしても肩張りが悪いんですね。その辺、平場と山間地の反収の違いがあると思います。

あと、過去の7年間の実績で、上限と下限を切って5年間の平均であらわすそうです。その結果、去年の26年の468キロですか、そういった数字が出たということですから、この辺しっかり中山間地の農業というのはという訴えながら、国のほうにももうちょっとこの数字を、ことしの26年度の数字の390キロを、実収を示して相談したいと思います。

○議長（前田三郎君） 以上でよろしいですか。

◎議案第82号～議案第90号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第82号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例から日程第9、議案第90号 鮫川村原子力災害放射能汚染対策粗飼料安定供給基金条例を廃止する条例までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第82号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第83号 鮫川村保育の必要性の認定基準に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第84号 鮫川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第85号 鮫川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第86号 鮫川村監査委員条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第87号 鮫川村行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第88号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第89号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第90号 鮫川村原子力災害放射能汚染対策粗飼料安定供給基金条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号～議案第99号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第10、議案第91号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）から日程第18、議案第99号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

11番、前田武久君。

○11番（前田武久君） 26年度の一般会計補正予算、事項別明細書4ページですが、諸収入の中の雑入1,280万の火災保険ですね、これ。見渡の保険金だと思うんですが、加入状況で、保険金掛金としてはどのくらいのものに入っておったのか、それをお聞きしたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今回の火災保険の受領1,280万は、半焼した分の取り壊し作業と補修、改修というんですか、これの分の前渡し金です。あと、完全に保険金を受け取るには、建物を建築後に確認されるそうです。建築後に保険金がおおりる。全焼して焼失したんだからすぐおりると思ったら違うんですね。建物が復元した後に保険金はおおりるそうです。ですから、仮払い、恐らく村の一般会計からの持ち出しで建物を建築して、後に火災保険の請求になります。入っている火災保険ですが、担当よりお答えいたします。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤 博君） 見渡団地の3のA棟ですが、1,422万1,000円で100%で加入しています。当時のでき上がった金額ということ、その金額で入っております。

〔「掛金は幾らなの、掛金」と言う人あり〕

○地域整備課長（佐藤 博君） 2棟分で3万2,992円になっております。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） そうすると、今、村長は復元というか、全部でき上がってから請求するというようなことで、それが全額入るといような答弁であります。全部入った金額が1,422万くらいの金額なんですか。三千何百万は入らないんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 建設当時の建築費ですから、恐らく今の原材料の値上がりとか、そういったことで今の建築には恐らくかなわないと思います。ですから、補填になるのは建築物の6割くらいですかね。そういったことでご理解いただければと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） とりあえず見渡は、当初の掛金というか、評価額でもって入って、

その分しか入らないという、これは当然だと思いますが。村内の村営住宅ですか、先日、資料は提示されまして、掛金が総額で29万6,000円くらいの掛金ですね。そうすると、かなりの村営住宅、それから定住促進住宅等があるわけですが、それらを一切含めたその掛金が29万幾らというような掛金なんですか。お願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 詳細にわたっては、担当課より説明を申し上げます。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤 博君） 29万6,465円につきましては、村内の定住促進と、あと公営住宅全てに入っております。これが全ての保険金です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 掛金が少ないんだから当然、支払い額もこれは望めないというようなことでありますが、今回、火災が多分、今まで例がなかったかなというふうに思いますね。今後、やっぱりそういうことは予想されるというふうに見ますけれども、先ほど現物評価というようなことで、加入時の建物の評価でもって入るしかないということで、実際それから数年後、償却建物の不足分は回収できないというようなことになろうと思いますが、当初からちょっと金額を増して、掛金を増して、火災焼失時の評価でもって保険金がもらえるようなそういう、たった29万くらいの掛金で全戸入っているというようなことなんで、もう少し保険金を、共済金をちょっと増して積み立てても保険金が全額返ってくるような形ならば、後々心配ないなというふうに感じるわけですが、その辺お聞きしたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番の前田議員の、焼失後の建築で困難を来すからということですが、これは火災保険の引き受け関係ですから、保険屋さん和協議しながら、村の実態をお話ししながら相談していきたいと思います。火災保険屋さんがどういったことで引き受けてくれるかということですね。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑はありませんか。

7番、星一彌君。

○7番（星 一彌君） 関連的な質問なんですけれども、今度の火災によって子供のケアということに対して、教育長としてどういうお考えを持っているか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 今回の火災につきまして、学校と十分協議いたしまして、保護者会を中心にして、まずはお見舞い等を行ったということであります。

それから、あと子供たちの必要な教科書とか、そういう文具類等については、当然のことながら、子供たちに対応できるようにしております。

それからもう一つは、心のケアということがあると思いますので、その心のケアについては両小・中学校とも心理カウンセラー等の相談を受けてですね、できるだけ心の傷が残らないようにというようなことでやっております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ちょうど出火当時というのは、親もほとんど勤めから帰ってこない状況の時間帯であったのかなと。それで、だんだん子供さんの、いわゆる当時のあの状況で、茅南の住宅の子供さんたちが非常に何と申しますか、火災に恐怖感と申しますか、そういうのが子供の中にあるというような話を聞いておりますけれども、やはりなかなか拭い去れる問題ではないと思うんですよね、ああいう現場を見た子供たちというものは。

そして、あの現場というものは、非常に水利の便の悪いところだと思うんですよね。だから、ああいう長時間にわたって消火できなかったというのも、要因の一つであるのかなと思うんですが、その辺の子供さん自体の心のケアというのを全体的にひとつもう一度、その時間帯、あるいはその時間帯にいたあの集落の子供たちを中心にしてですね、特段の心のケアというのが必要なと、そういうふうと考えております。別に答弁はいいですけども。

あと、村長にひとつ伺いたいんですが、先ほど消火時間に時間を費やしたというのは、非常に水利の便というものが悪いというのが、あそこの場所ばかりではないと思うんですが、見受けられると。やはり、村の経営している住宅ですので、もう一度、村営住宅の予防関係、その辺はもう一度見直すべきではないのかな、そういうような気がしておりますけれども、村長の考えをひとつ伺いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員のお話のとおり、大変あそこはもう1時間以上におわたって消火作業に難儀したということは、本当に水の便が悪かったんですね。水が細くて大変苦労したということで、ああいった場所が鮫川は多いわけです。

ただ、公営住宅は、今、公営住宅にしろ定住促進にしろ、あの場所以外のところは、一般住宅は別にして、川沿いとかそういうところにあるんですね。西山はちょっと一部大変な、

あそこも容易でない地区だと思いますが、こういったことを再点検しながら、やはり水源の確保というのはとても重要な村の施策であると思います。公営住宅に限らず、一般住宅関係も再度点検して、よく消防団の皆さんと打ち合わせしながら再度点検して、安全を確保していく準備をしなければと考えております。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第91号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第92号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第93号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第94号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第95号 平成26年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第96号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第97号 平成26年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第98号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第99号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号～議案第101号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第19、議案第100号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから日程第20、議案第101号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの2議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第100号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第101号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎選挙第1号

○議長（前田三郎君） 日程第21、選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

[議会事務局長朗読]

○議長（前田三郎君） ここで、人事案件でありますので、協議が必要と考えるため、暫時休議いたします。

(午前10時35分)

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

(午前10時36分)

○議長（前田三郎君） お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、鮫川村大字赤坂東野字官代65番地、前田榮君。鮫川村大字青生野字大犬平155番地、岡部喜一郎君。鮫川村大字西山字吉合65番地、齋藤一郎君。鮫川村大字赤坂中野字真坂50番地、湯座和男君。以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました前田榮君、岡部喜一郎君、齋藤一郎君、湯座和男君、以上の方が選挙管理委員の当選人と決定いたしました。

次に、選挙管理委員補充員の指名を行います。補充員は順位をつけて指名いたします。

第1位、鮫川村大字赤坂西野字草牛75番地の1、田子一夫君。第2位、鮫川村大字渡瀬字田尻213番地、蛭田昌一君。第3位、鮫川村大字赤坂西野字大塩316番地、岡部啓一君。第4位、鮫川村大字富田字前沼90番地、青戸禎美君。以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」「青戸さん住所が間違っていないですか」と言う人あり]

○議会事務局長（増谷隆夫君） 失礼しました。

補充員の4番、鮫川村大字「赤富田」と入っています、「赤」を削除してください。訂正します。

○議長（前田三郎君） これ議案のあれだよ。ただいま私が言ったのは富田となっていましたよ。そのように訂正方をお願いしたいと思います。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました田子一夫君、蛭田昌一君、岡部啓一君、青戸禎美君、以上の方が選挙管理委員補充員の当選人と決定いたしました。

◎陳情第6号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第22、陳情についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました陳情第6号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出についての審査結果についての報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

[11番 前田武久君 登壇]

○11番（前田武久君） 請願・陳情審査結果報告。

事件名、陳情第6号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出について。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された本陳情については、12月10日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。本特例法に基づく法律相談援助等の需要は、東日本大震災及び原発事故から3年を経ても、損害賠償請求などさらに増加傾向にある。災害公営住宅完成戸数の進捗率、被災3県で約9%前後とおくれがちであり、現行法のままでは平成27年3月31日に効力を失い、被災者または被害者は同法に基づく法律相談援助等を受けることができなくなり、一般民事法律扶助制度での対応は、資力要件を満たさないとして受けられなくなる恐れがあります。被災者または被害者の生活再建に水を差すことになりかねない。そこで、地方自治法第99条に基づき、本特例法の有効期限を延長することを求め、採択と決定いたしました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、報告をいたします。

以上。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第23、発議第6号 鮫川村議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について趣旨説明を求めます。

11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） ただいまの件について内容の説明をいたします。

提案者及び賛成者を代表いたしまして、私から提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案の内容は、選挙による議員の定数を12人から10人に2名減少し、次の一般選挙のときから適用しようとするものであります。

選挙による議員の定数は、地方自治法第91条により、政令に定める基準に従い条例に定めることとされ、地方議員は定数削減を図っておるが、国会議員は公約しているにもかかわらず、全く削減をしていない。

本村では、平成19年に14人から12人と定め、今日に至っております。制定当時と現在では社会情勢は著しく変化し、人口推移も減少傾向にあります。

また、一方では、行財政改革も実施されております。本来ならば、議員は定数以下にすることは住民の意向を行政に反映させることに背くことになるわけですが、自ら身を切り、村民の目線に立ち、議員の職責と首長の監視役の立場を重視し、少数精鋭主義で、そして全村一丸となって議会活動を進めていけば議会機能を減退させることにはなりませんので、この条例案を提出した次第であります。

よろしくご審議の上にご賛同くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、報酬については、全議員慎重に議論を重ねた結果、現状維持、従来どおりと決定いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第6号 鮫川村議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時51分）

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時52分）

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま発議第7号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出についての議案が11番、前田武久議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理いたしました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1を議題とすることに決定いたしました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、発議第7号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） ただいまの議案はさきの日程における陳情の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略いたします。

これから発議第7号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根正雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第9回鮫川村議会定例会を閉じます。
ご苦労さまでございました。

(午前11時00分)

上記会議次第は事務局長増谷隆夫の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成26年12月11日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 宗 田 雅 之

署 名 議 員 前 田 雅 秀